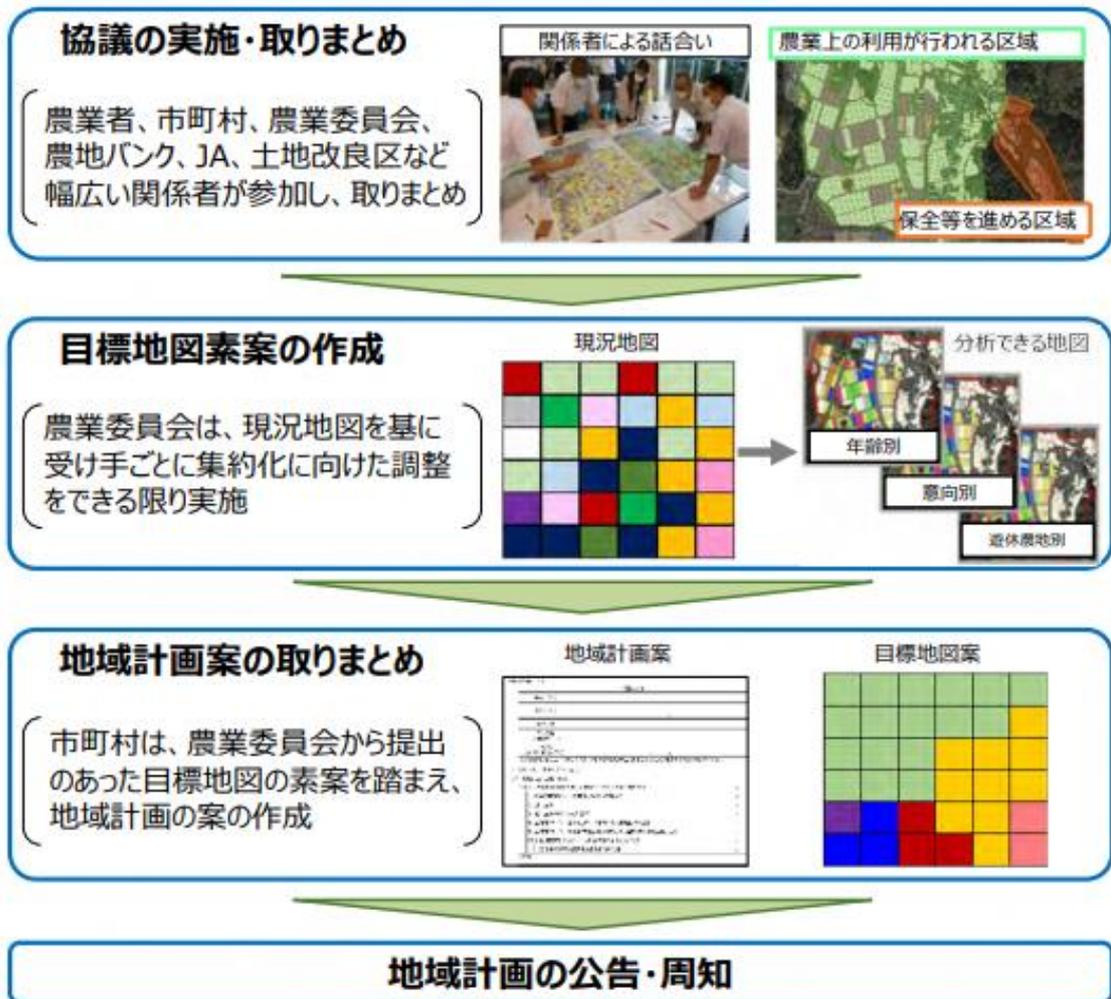


地域計画作成に向けた集落営農実態調査の分析

～ 農林水産省 集落営農実態調査結果の分析（全国、岩手県、紫波町）～



令和 6 年 6 月

紫波町産業部 産業政策監

目 次

本報告書のねらい	- 1 -
分析結果の要約と今後の対応方向	- 2 -
第1章 集落営農の全国的な動向	- 5 -
1 集落営農数の動向（法人+非法人）	- 5 -
2 法人の集落営農数の動向	- 6 -
3 集落営農の法人化率	- 7 -
4 集落営農の経営耕地面積（法人+非法人）	- 8 -
5 法人の集落営農の経営耕地面積	- 9 -
6 法人の集落営農の1経営体当たり経営面積	- 10 -
第2章 岩手県内における紫波町の集落営農の特徴	- 11 -
1 集落営農数と法人化率	- 11 -
2 設立年次と法人化年次	- 12 -
3 構成農家数と構成農家割合	- 13 -
4 主たる従事者数と常雇い	- 14 -
5 経営耕地面積規模と作業受託面積規模	- 15 -
6 経営耕地面積+作業受託面積と集積面積割合	- 16 -
7 活動内容	- 17 -
8 農業機械の状況	- 18 -
9 1経営体当たり経営耕地面積と作業受託面積	- 18 -
第3章 紫波町内の地区別集落営農の特徴	- 19 -
1 集落営農数と経営耕地面積	- 19 -
2 経営形態別集落営農数と法人化率	- 20 -
3 経営耕地面積と作業受託面積	- 21 -
4 各集落営農の設立年次、参加農家数、経営耕地面積	- 23 -
第4章 今後の対応方向	- 26 -
1 今後想定される水田作経営の担い手の姿	- 26 -
2 想定される担い手の姿から見た対応方向	- 29 -
3 水田作メガファームの育成の考え方と先行事例	- 30 -
4 集落営農組織の広域連携推進の考え方と先行事例	- 31 -
5 農地の一元的管理主体の創設の考え方と先行事例	- 32 -

本報告書のねらい

農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和5年4月1日から施行され、従来の「人・農地プラン」は地域計画として法制化され、市町村では、令和7年3月までに地域計画を策定し、公表することとなりました。

2020年農林業センサスにおける紫波町の経営耕地面積の合計は、4,841haで個人経営体が2,403ha、団体経営体が2,438haで個人経営体と団体経営体がほぼ半分ずつを占めており、地域計画を作成するうえで団体経営体（法人、非法人）は重要な位置づけとなっています。（※団体経営体とは非法人の組織経営体と法人経営体）

令和6年の集落営農実態調査における紫波町の集落営農は、47経営体で経営耕地面積は2,629haとなっています。このうち法人の集落営農は、15経営体で経営耕地面積が1,106ha（42%）、非法人の集落営農は、32経営体で経営耕地面積が1,523ha（58%）で非法人の集落営農の経営耕地面積が多くなっています。

本報告書では、紫波町の地域計画を作成するうえで紫波町の重要な担い手となっている集落営農の現状と今後の在り方を検討するため、集落営農の全国的な動向、岩手県内における紫波町の集落営農の特徴、紫波町内の地区別の集落営農の特徴と今後の対応方向について整理しています。

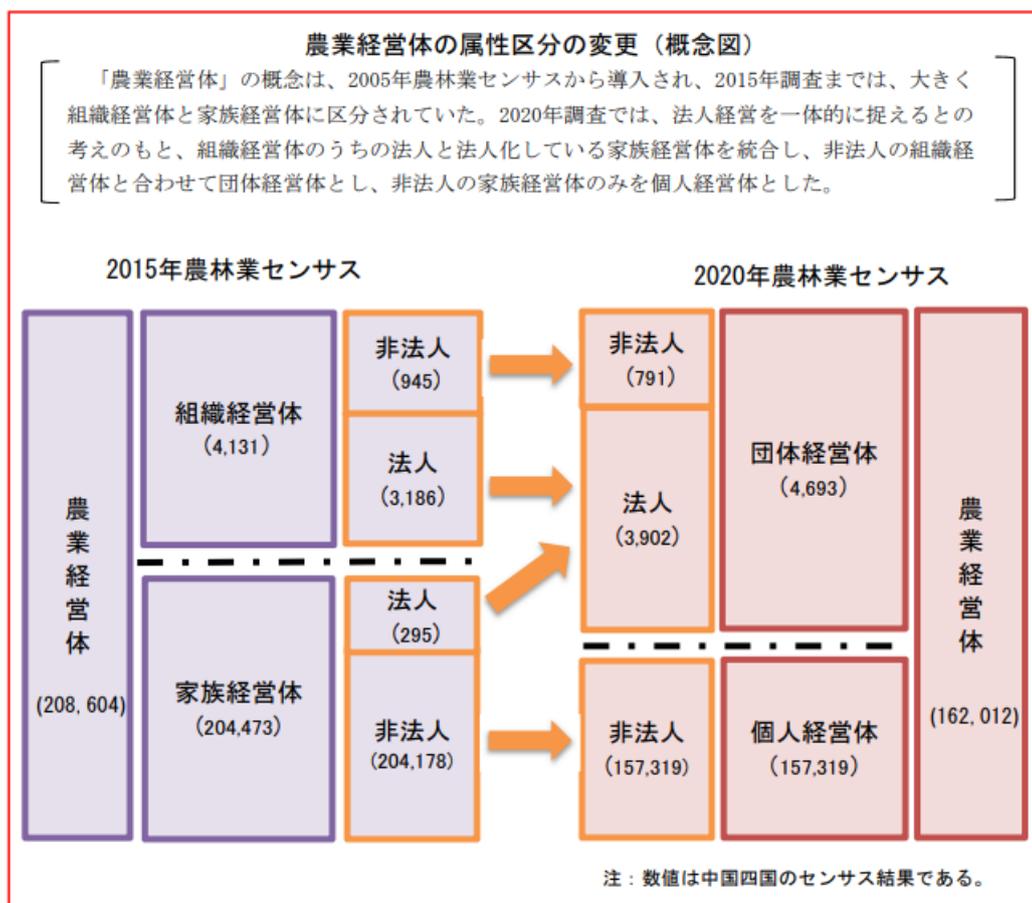
本報告書が地域計画を作成する議論の場で活用していただければ幸いです。

なお、本報告書で分析に用いている集落営農実態調査の調査年次は次の通りです。

第1章 集落営農の全国的な動向 令和5年2月1日

第2章 岩手県内における紫波町の集落営農の特徴 令和5年2月1日

第3章 紫波町の地区別集落営農の特徴 令和6年2月1日



分析結果の要約と今後の対応方向

<分析結果の要約>

○集落営農の全国的な動向

品目横断的経営安定対策制度の創設に合わせて平成 16 年以降東北地域と九州地域では、集落営農が急激に増加しました。

その後、平成 23 年頃から集落営農数は横ばい傾向となっていますが、全国の法人の集落営農は、経営体数も経営耕地面積も一貫して増加しています。

特に東北地域では、法人の集落営農数と経営耕地面積が一貫して大きく増加しています。

岩手県においても、法人の集落営農は、経営体数と経営耕地面積が一貫して増加しています。

集落営農法人化率は、北陸地域 57%、中国地域 46%で高く東北地域は 34%と低くなっています。

法人の集落営農の 1 経営体当たりの経営耕地面積は、東北地域 53.4ha がもっと大きく、四国地域 13.3ha、近畿地域 21.7ha、中国地域 23.1ha で小さくなっています。

岩手県の集落営農 1 経営体当たりの経営耕地面積は 64.1ha と東北地域で 2 番目に大きくなっています。

先行して集落営農に取り組まれてきた、西日本では、集落営農の経営規模が小さかったため、近年集落営農の広域連携が進められています。

○岩手県内における紫波町の集落営農の特徴

紫波町の集落営農は、品目横断的経営安定対策制度の創設に合わせて岩手県内ではいち早く集落営農が設立され、法人の設立も早い時期に取り組まれました。しかしながら、その後法人の設立は停滞し、現在の法人化率は 32%に留まり、県平均の 38%を下回っています。

現時点の紫波町の集落営農は、経営体数、経営耕地面積、作業受託面積も多く、1 経営体当たりの経営耕地面積も岩手県内で最も経営規模が大きくなっています。

主たる従事者の人数は多いですが、水稻と小麦、そばの生産販売が中心のため常雇いをしている集落営農は少なくなっています。

紫波町の集落営農は、トラクター、コンバインを所有している集落営農の割合が高く、作業受託面積も大きくなっています。

生産活動以外では、農地の利用調整に取り組んでいる集落営農が多く、水田転作のブロックローテーションに取り組んでいる集落営農が多くなっています。(水稻は枝番管理で転作の小麦を集落営農が経営)

集落営農への農家の参加率と集積率も県内で最も高いため、紫波町全体の農地集積率は 67.9%と岩手県内で第 4 位の集積率となっています。

以上のことから紫波町の集落営農は、岩手県内では、最も先行してきた地域で集落営農の数と経営内容も充実していると言えます。しかしながら、先行したものの、その後の法人化が停滞してきたという課題があります。

○紫波町の地区別集落営農の特徴

紫波町の集落営農数は、法人が 15 経営体 (32%)、非法人が 32 経営体 (68%) 経営体となっており、地区別では、志和地区が 22 経営体、赤石地区が 9 経営体と多くなっています。

紫波町の集落営農の法人化率は、彦部地区 100%、水分地区 67%、長岡地区 60%で高く、志和地区 14%、

赤石地区 33%で低くなっています。

紫波町の集落営農の経営耕地面積の合計は、2,629ha で、そのうち法人が 1,106ha (42%)、非法人が 1,523ha (58%) で非法人の集落営農が占める経営耕地面積の割合が高くなっています。

集落営農の地区別の経営耕地面積は、志和地区の集落営農の経営耕地面積が 989ha で最も多く、次いで赤石地区 573ha、彦部地区 275ha、長岡地区 214ha となっています。

農作業受託面積では、水分地区の非法人の集落営農の 544ha が突出して多く、次いで志和地区の非法人の 386ha となっています。

法人による作業受託面積が多いのは、彦部地区 170ha、赤石地区 154ha、長岡地区 126ha となっています。

地区全体の経営耕地面積に占める集落営農の経営耕地面積の割合は、志和地区が 70%、赤石地区 75%、長岡地区 67%、彦部地区 50%が高くなっています。

地区全体の経営耕地面積に占める非法人の集落営農の経営耕地面積の割合は志和地区 57%、赤石地区 35%、日詰地区 37%と高くなっています。

非法人の集落営農の持つ経営耕地面積の割合が高い志和地区、赤石地区、日詰地区では、非法人の集落営農が将来にわたって営農を持続できる仕組みを検討する必要もあると見込まれます。

<今後の対応方向>

分析結果に基づいて今後想定される水田作経営の担い手の姿から見た対応方向は次の通りです。

- ①団体経営体と個人経営体の共存
- ②認定農業者の経営確立支援
- ③集落営農組織の広域連携
- ④地域の水田の受け皿となる水田作メガファーム育成
- ⑤農業支援サービス事業体の育成と活用
- ⑥農地の一元的管理主体設立

地域計画作成と本報告書の位置づけ

地域計画作成のフレーム

地域計画

地域計画とは、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」といいます。）などを明確化し、公表したもの

1. 地域農業の将来のあり方
2. 農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
3. 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置
4. 地域の農業を担う者一覧

目標地図

合理的な土地利用（担い手への集積、団地化）

将来の農業の在り方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図

協議の場

リーディングプロジェクト

担い手確保対策、農地有効活用

今後の営農意向調査

拡大希望、現状維持、縮小希望経営体明確化
農地一筆ごとの利用意向明確化

地域農業の現状分析

<農林業センサス>

農業経営体数と農地の見通し
基幹的農業従事者の見通し
経営耕地面積規模別経営体数
主要品目の栽培状況

<認定農業者経営改善計画>

認定農業者の拡大目標面積

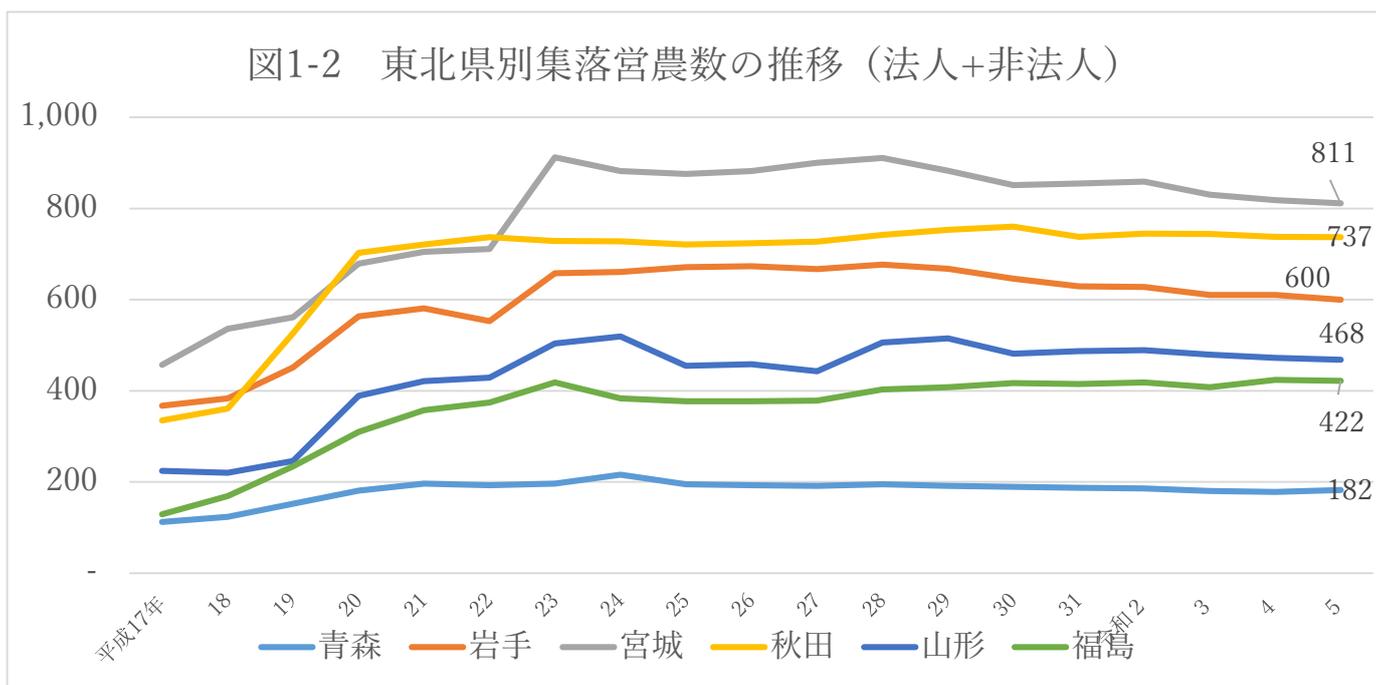
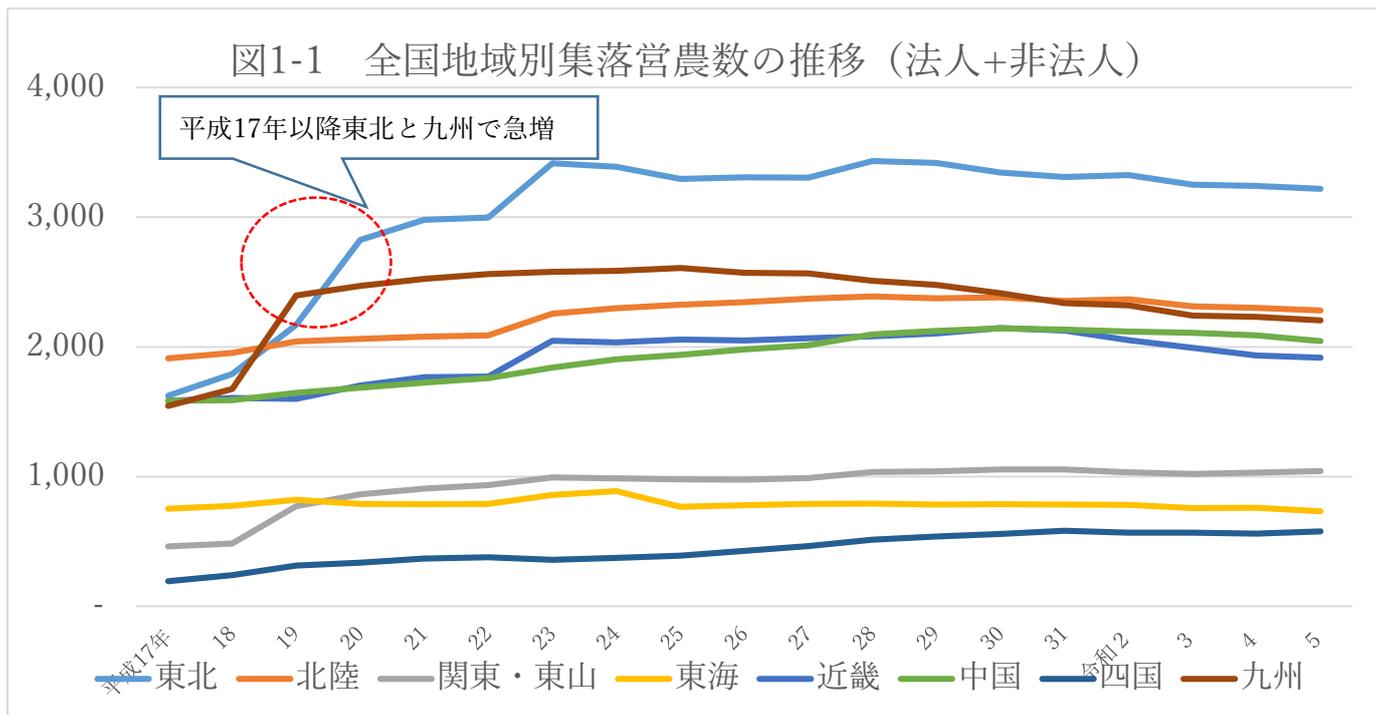
<集落営農実態調査>

設立年次、法人化率、集積率
経営耕地面積、作業受託面積
活動内容、農業機械装備

第1章 集落営農の全国的な動向

1 集落営農数の動向（法人+非法人）

- 品目横断的経営安定対策の要件を満たすために、平成17年以降に東北地域と九州地域で集落営農数が急増しましたが、平成23年以降は、集落営農数（法人+非法人）は横ばい傾向となっています。
- 令和5年の東北地域の集落営農数は、宮城県811経営体、秋田県737経営体、岩手県600経営体、山形県468経営体となっています。



2 法人の集落営農数の動向

- 全国及び東北地域の法人の集落営農数は、一貫して増加しています。
- 令和5年の全国の法人数は、北陸地域 1,302 経営体、東北地域 1,101 経営体、中国地域 932 経営体、九州地域 820 経営体となっています。
- 令和5年の東北地域の法人数は、秋田県 349 経営体、宮城県 232 経営体、岩手県 230 経営体、山形県 143 経営体、福島県 86 経営体、青森県 61 経営体となっています。

図1-3 全国地域別法人集落営農数の推移

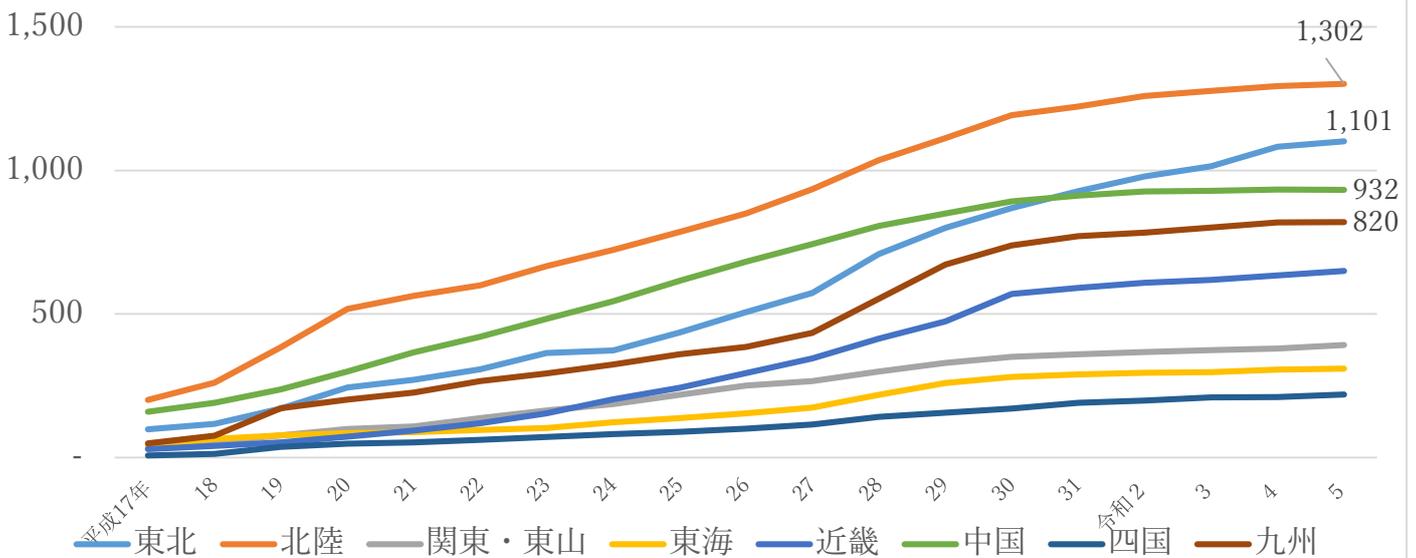
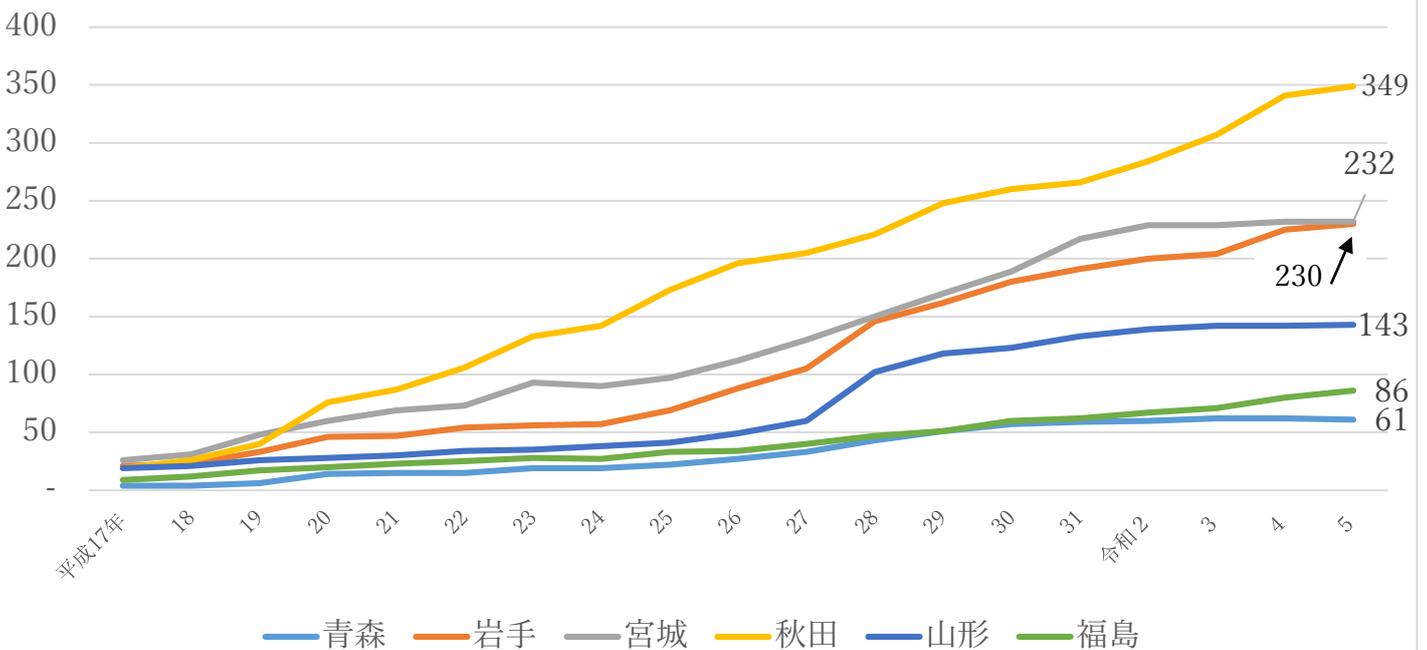


図1-4 東北県別法人集落営農数の推移



3 集落営農の法人化率

- 令和5年の全国の集落営農の法人化率は、北陸地域 57%、中国地域 46%、東海地域 42%、東北地域 34%となっており、東北地域の法人化率は低くなっています。
- 令和5年の東北地域の集落営農の法人化率は、秋田県 47%、岩手県 38%、青森県 34%、山形県 31%となっています。

図1-5 全国地域別集落営農の法人化率

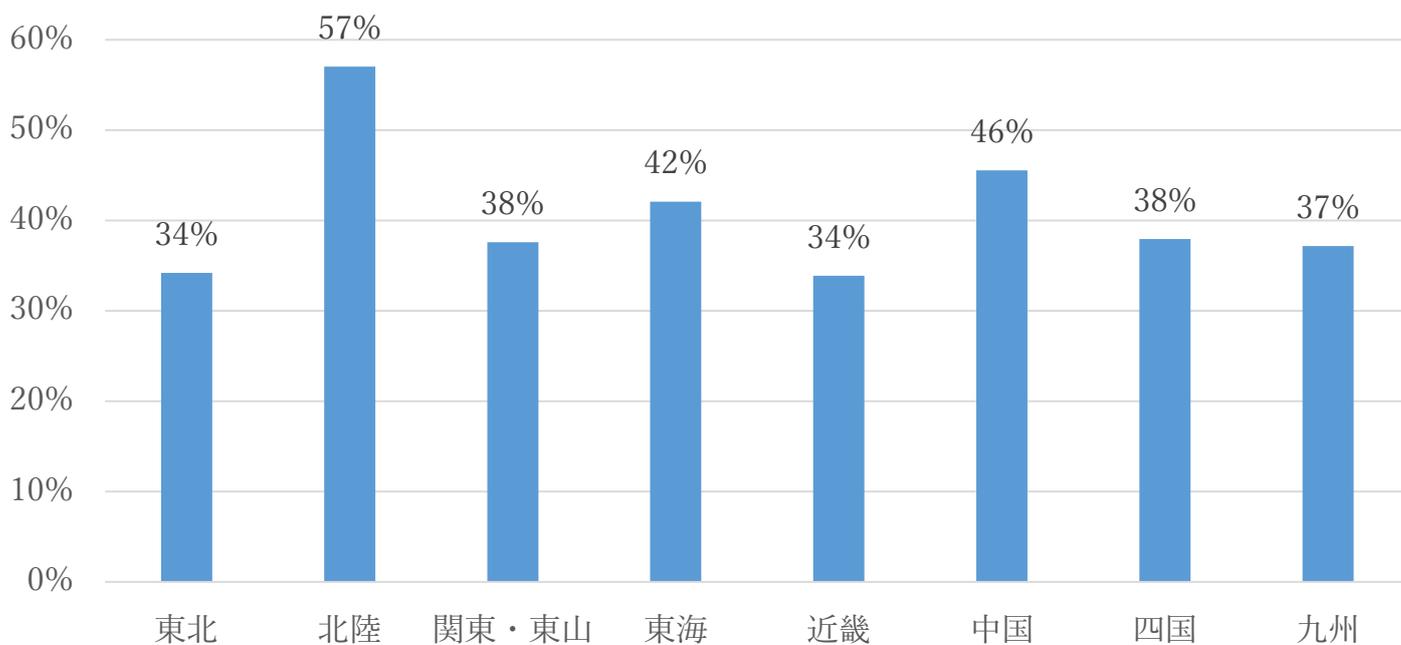
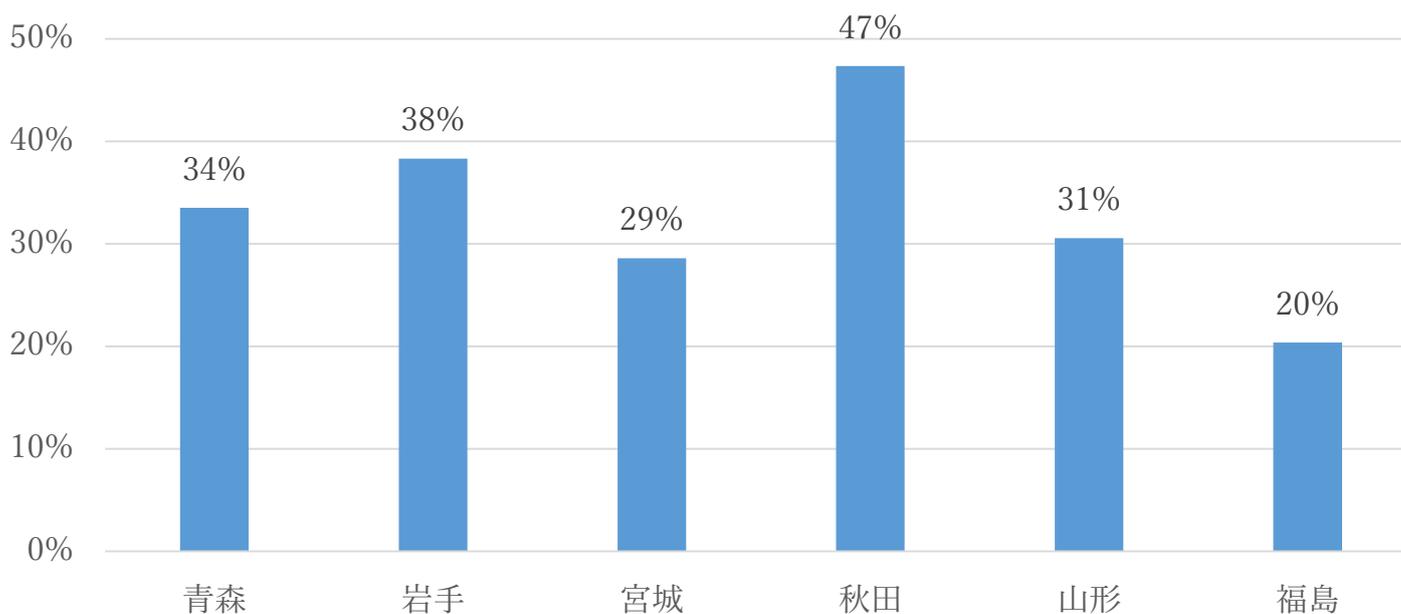


図1-6 東北県別集落営農の法人化率



4 集落営農の経営耕地面積（法人+非法人）

- 全国の集落営農の経営耕地面積は、ほぼ横ばい傾向となっています。東北地域は、平成 29 年以降横ばいで推移し、九州地域は平成 27 年から 31 年にかけて減少しています。
- 東北地域では、秋田県と岩手県の集落営農の経営耕地面積は増加していますが、他の県では横ばい傾向となっています。

図1-7 全国地域別集落営農経営耕地面積（法人+非法人）の推移

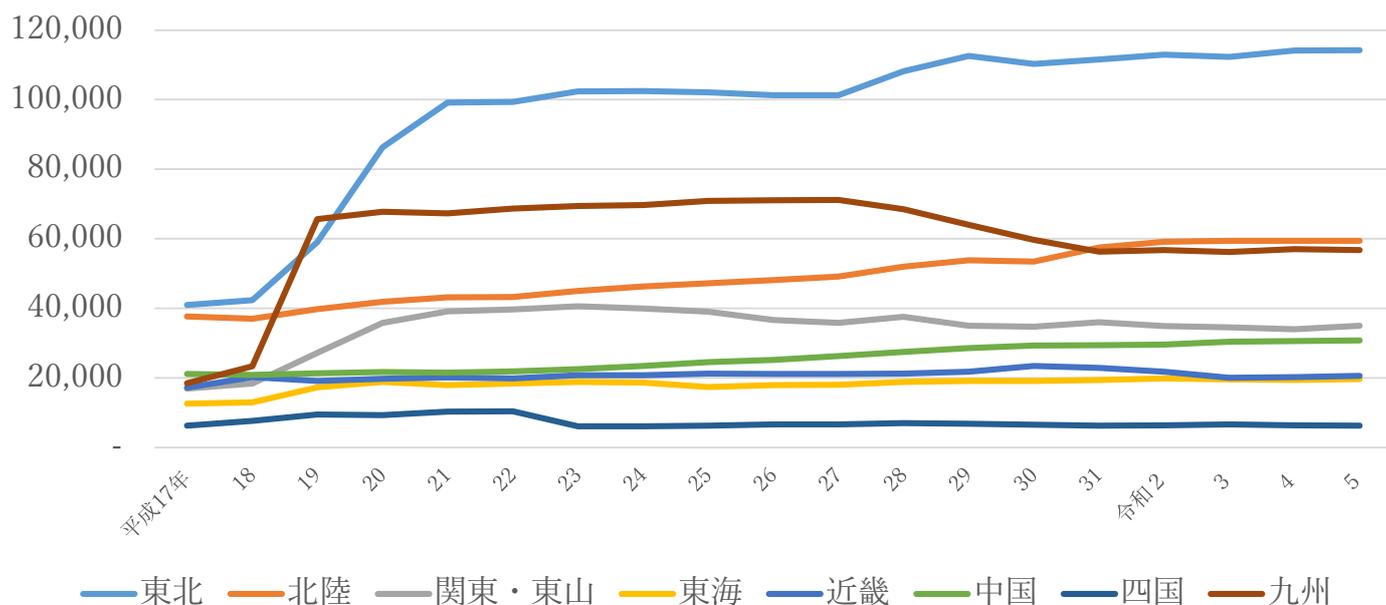
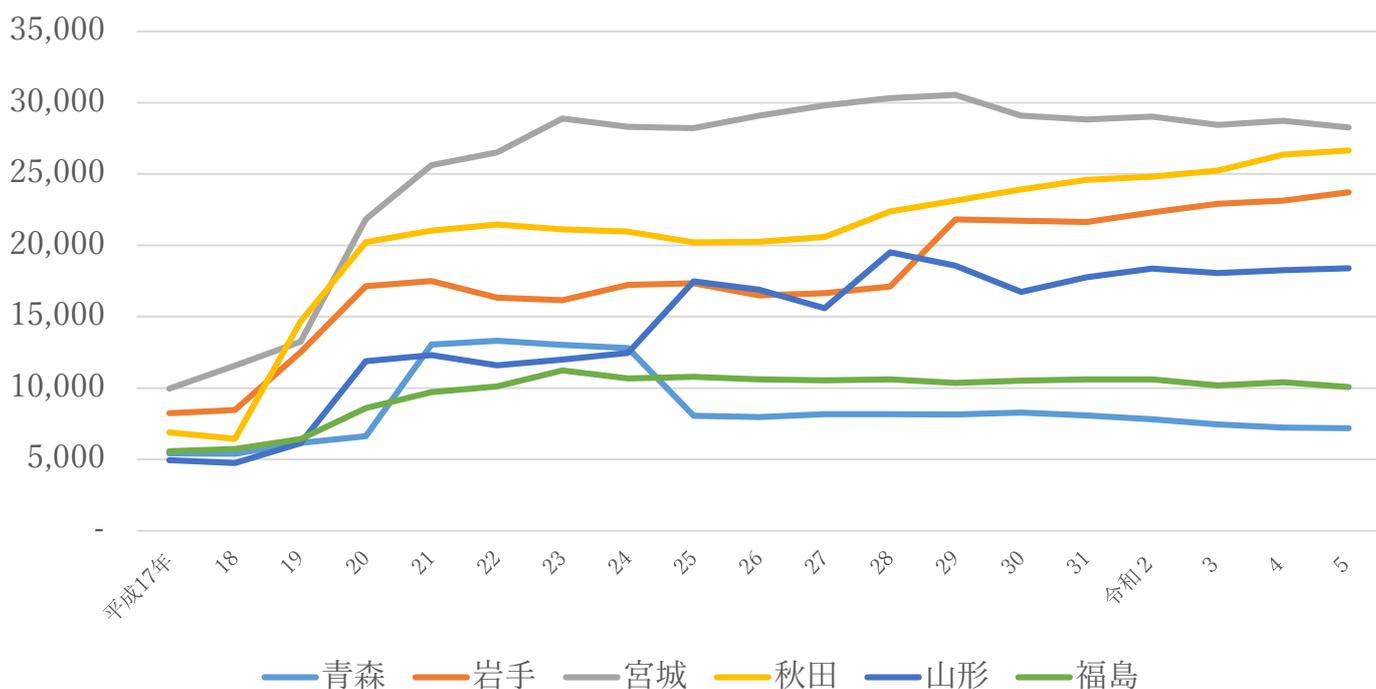
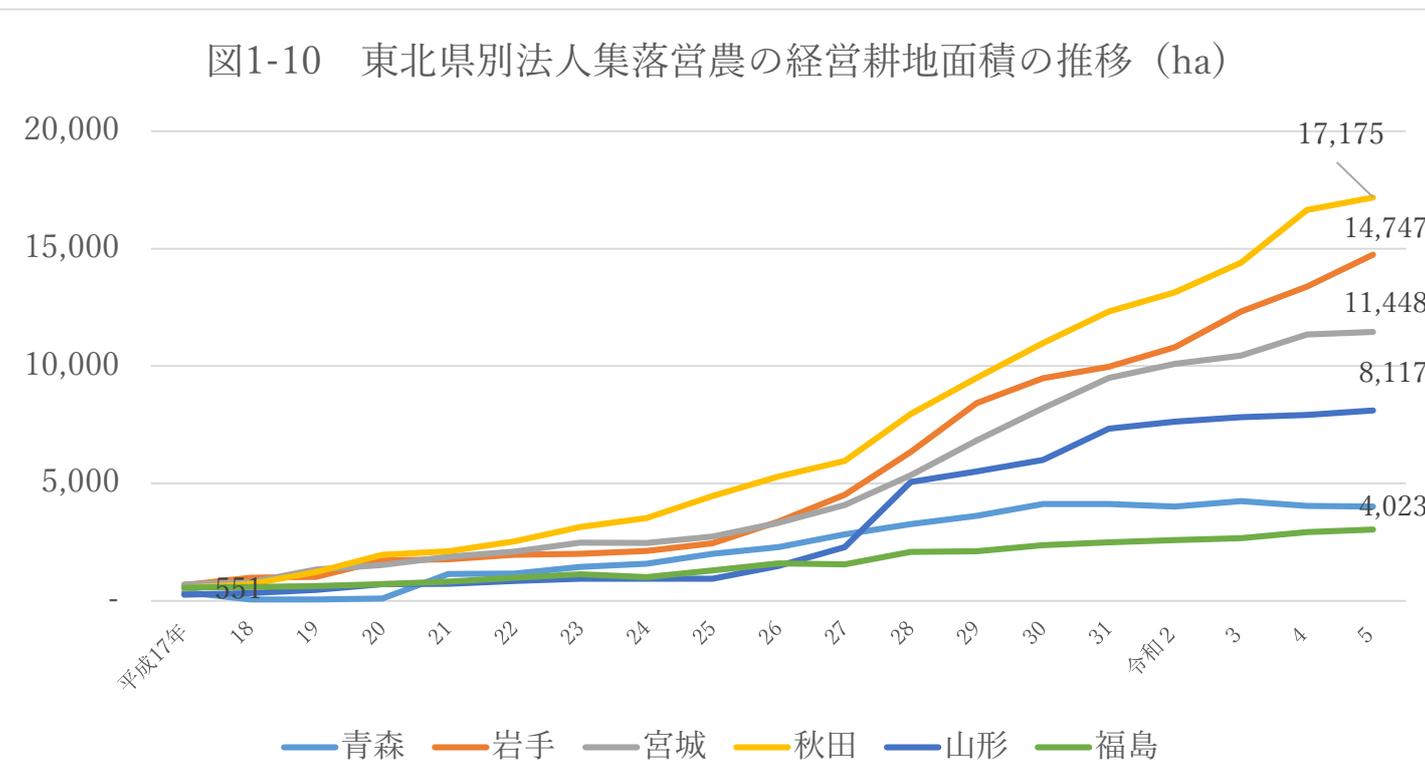
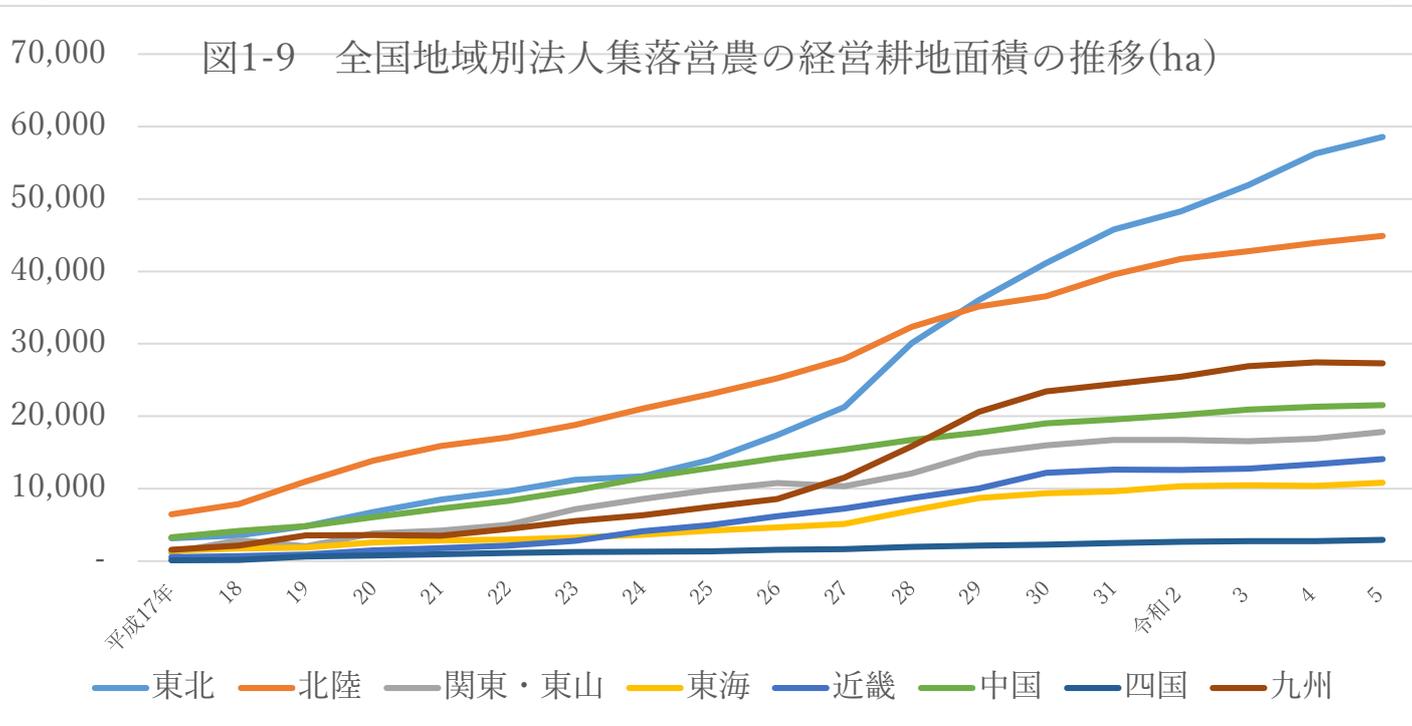


図1-8 東北県別集落営農の経営耕地面積（法人+非法人の推移）



5 法人の集落営農の経営耕地面積

- 全国の法人の集落営農の経営耕地面積は、一貫して増加しています。中でも東北地域の経営耕地面積の増加が大きくなっています。
- 東北地域の令和5年の法人の集落営農の経営耕地面積は、秋田県 17,175ha、岩手県 14,747ha、宮城県 11,448ha で多くなっています。



6 法人の集落営農の1経営体当たり経営面積

- 全国の法人の集落営農の1経営体当たりの経営耕地面積は、東北地域が53.2haと最も大きく、四国地域13.3ha、近畿地域21.74ha、中国地域23.1haで小さくなっています。
- 東北地域では、青森県66.0ha、岩手県64.1haが大きく、福島県が35.5haで最も小さくなっています。

図1-11 全国地域別法人1経営体当たり経営面積(ha)

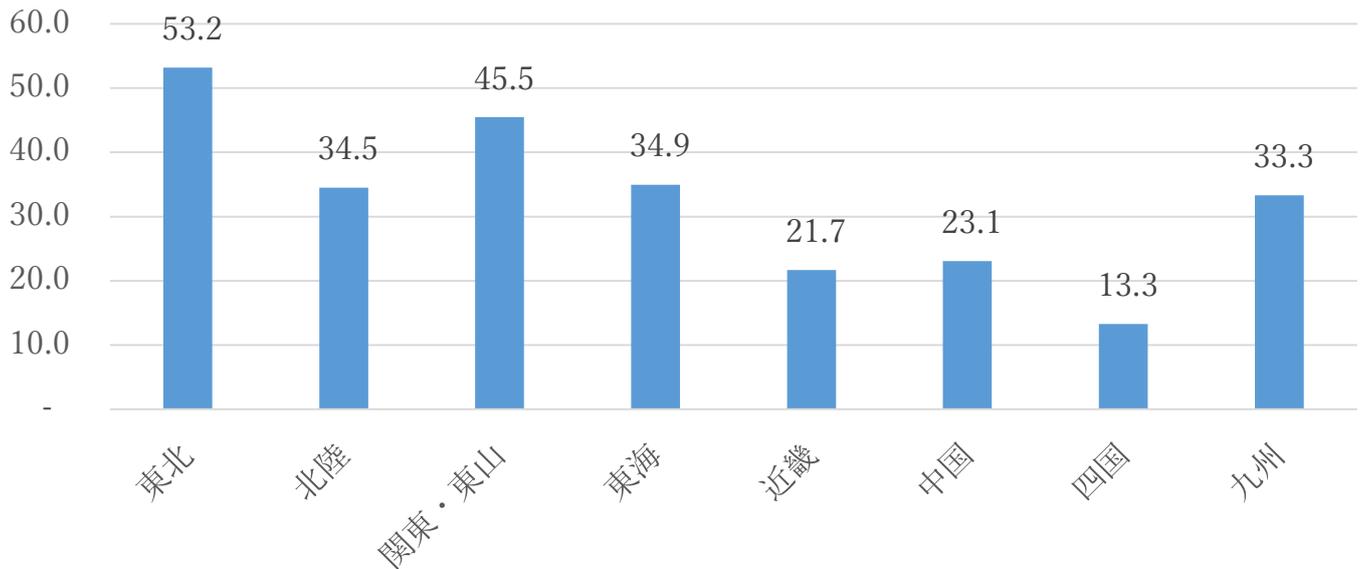
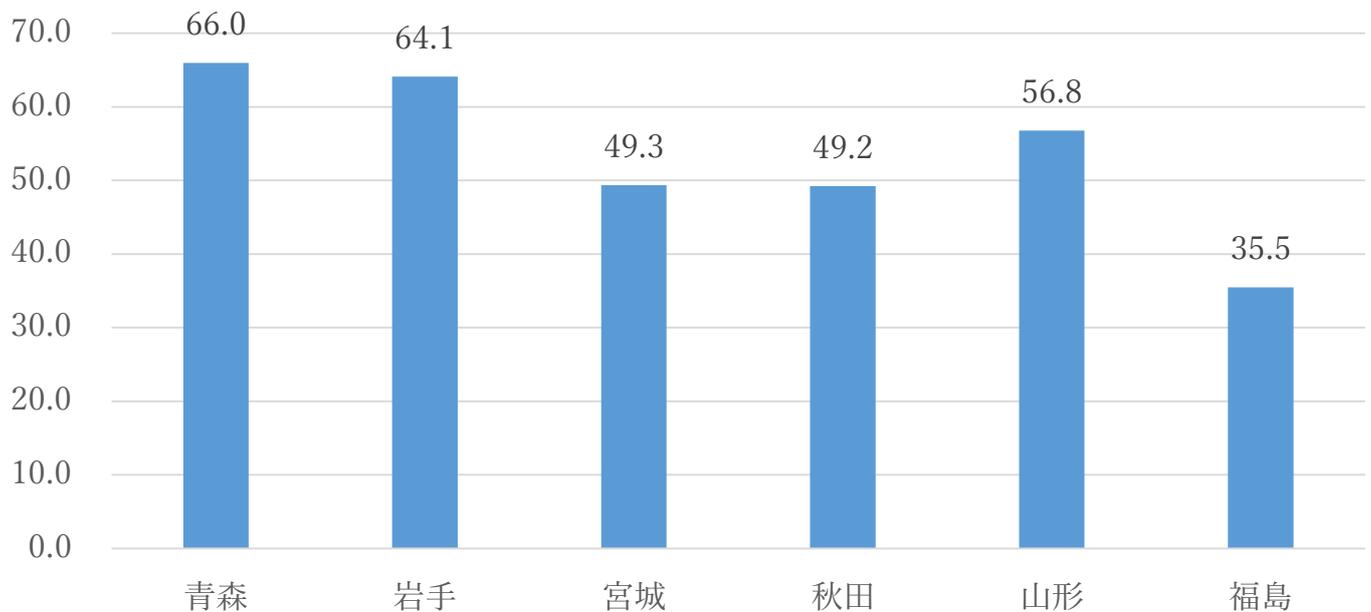


図1-12 東北県別法人1経営体当たり経営面積(ha)



第2章 岩手県内における紫波町の集落営農の特徴

1 集落営農数と法人化率

- 紫波町の集落営農数は、47 経営体で、広域合併していない市町村の中では最も多くなっています。
- 紫波町の集落営農の法人化率は、32%で県平均の 38%を下回っています。

図2-1 市町村別集落営農数

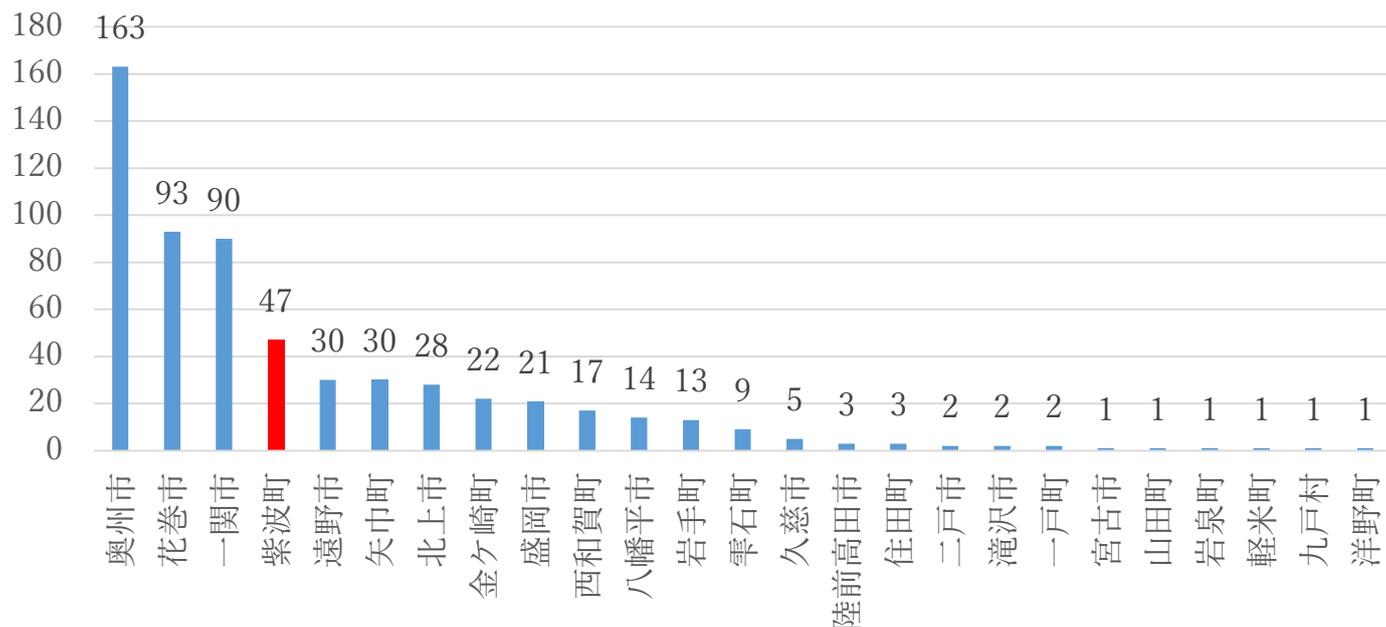
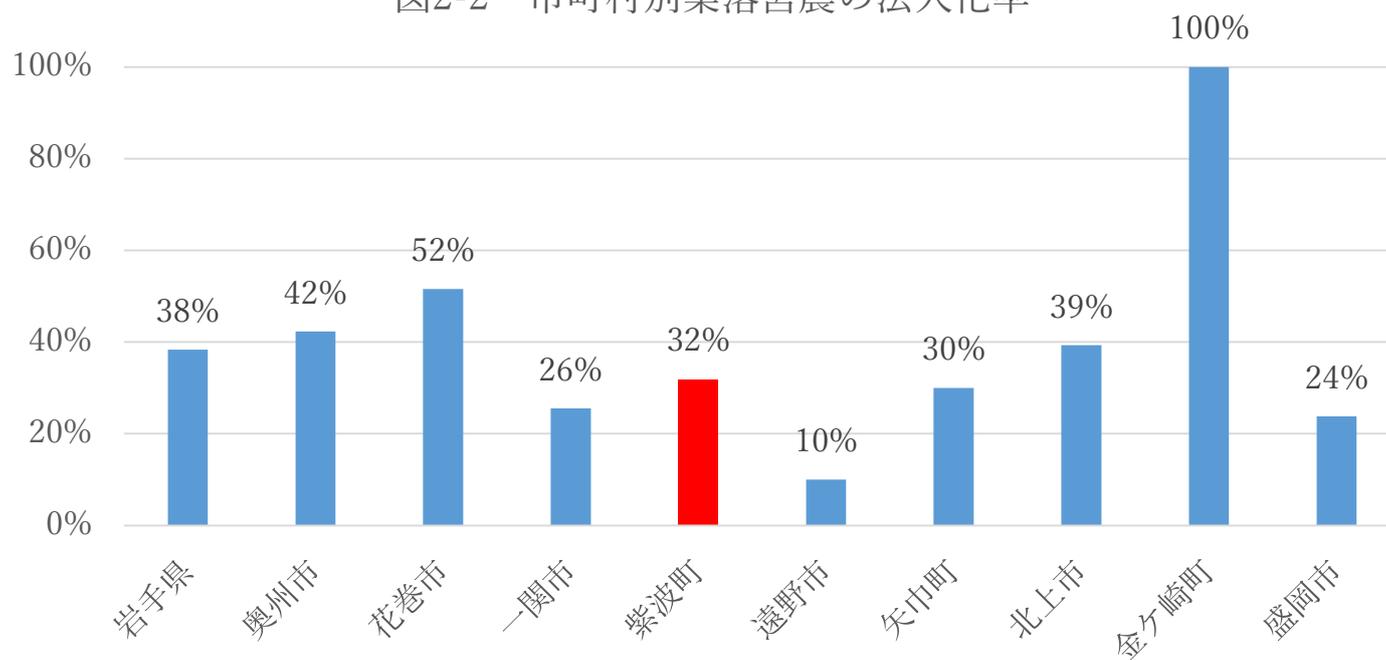


図2-2 市町村別集落営農の法人化率



2 設立年次と法人化年次

- 紫波町の集落営農は、品目横断的経営安定対策の要件を満たすために平成16年に設立されたものが多く、平成16年から20年に設立された集落営農が57%を占めています。この期間に設立された紫波町の集落営農の割合は、矢巾町の73%について岩手県で2番目に高くなっており、紫波町の集落営農は、経営安定対策に対応し、他市町村に先行して設立されたのが特徴です。
- 紫波町の法人の設立は、平成16～20年に設立された割合が27%と県内では最も高い割合になっています。しかしながら、他の市町村では、26年～30年にかけて法人化した割合が最も高く、その後も継続して法人化が進められています。
- 紫波町は、早い時期に法人が設立されたものの、その後、他市町村に比較し法人の設立が停滞しているのが特徴です。

図2-3 設立年次別集落営農割合

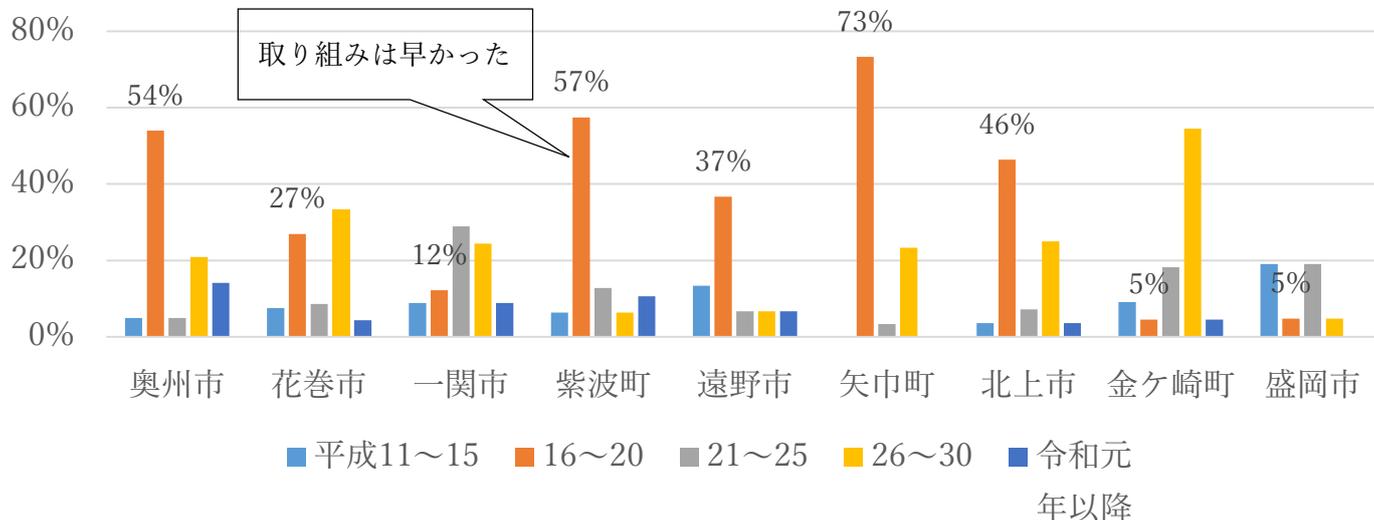
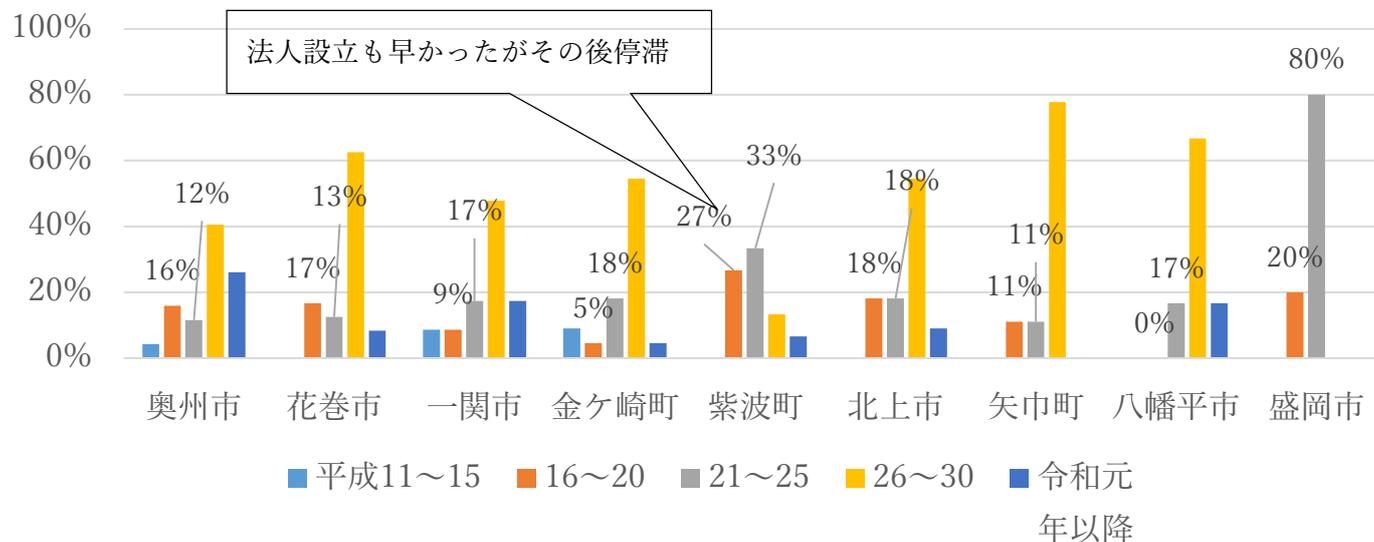


図2-4 法人設立年次別集落営農割合



3 構成農家数と構成農家割合

- 紫波町の集落営農の構成農家数は、他市町村に比較し 20～29 戸と 70～99 戸の戸数の集落営農の割合が県内で最も高くなっており、戸数が多い集落営農が多いのが特徴です。
- 紫波町の集落営農の構成農家割合が 100%という集落営農が 55%あり、県内では、最も構成農家割合が高く、集落の農家のほとんどが集落営農に参加しているのが特徴です。

図2-5 構成農家数規模別集落営農数割合

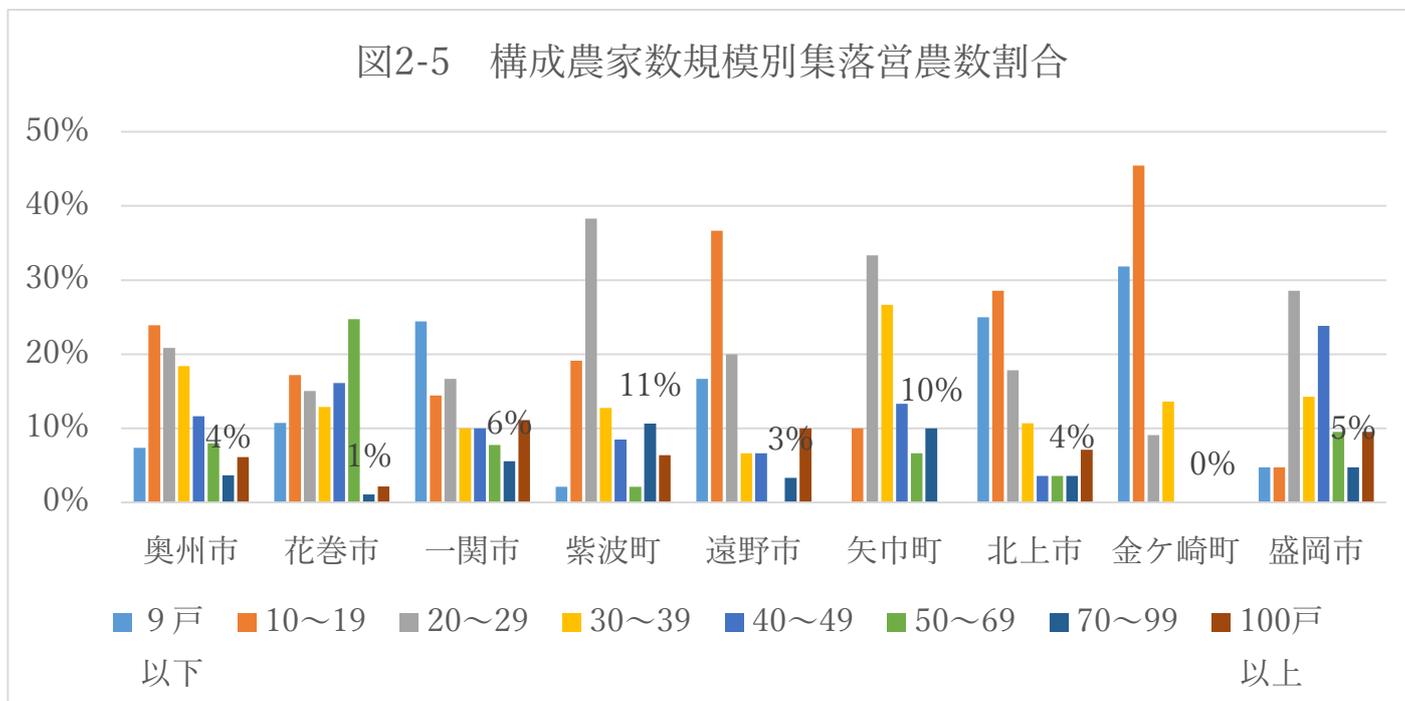
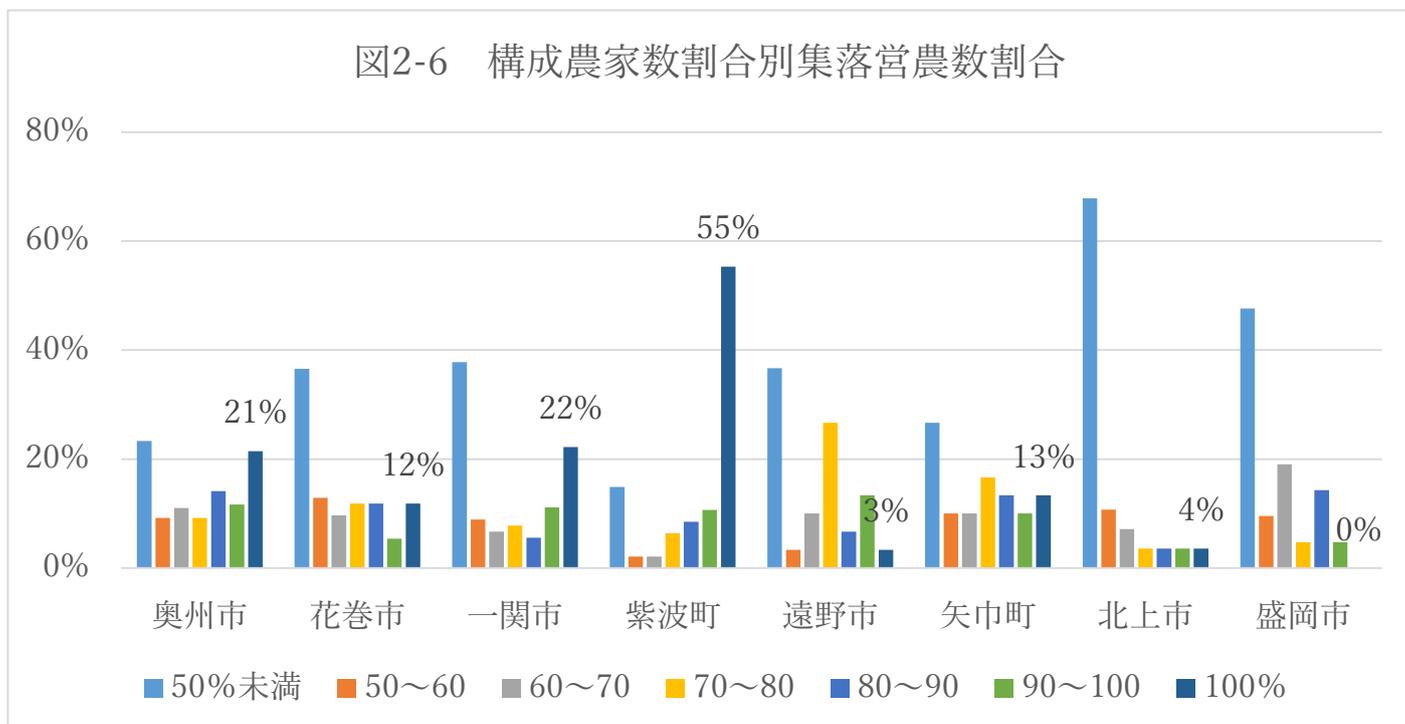


図2-6 構成農家数割合別集落営農数割合



4 主たる従事者数と常雇い

- 紫波町の主たる従事者が5人以上いる集落営農の割合は、72%で県平均の42%に比較して高くなっていますが、常雇いした人がいる集落営農の割合は、11%で県平均と同程度となっています。
- 紫波町は、集落営農の経営規模が大きいので主たる従事者は多いですが、水稻、小麦、そばの生産販売を中心にしているため、冬場の作業が無く、常雇いが少ないのが特徴です。

図2-7 主たる従事者5人以上の集落営農の割合

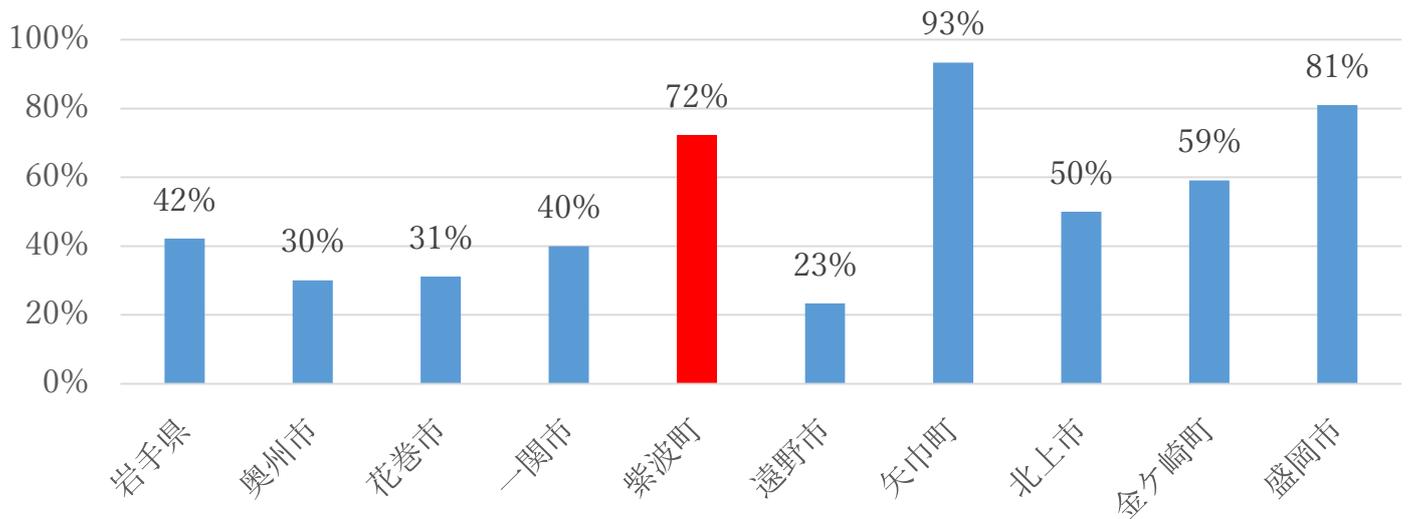
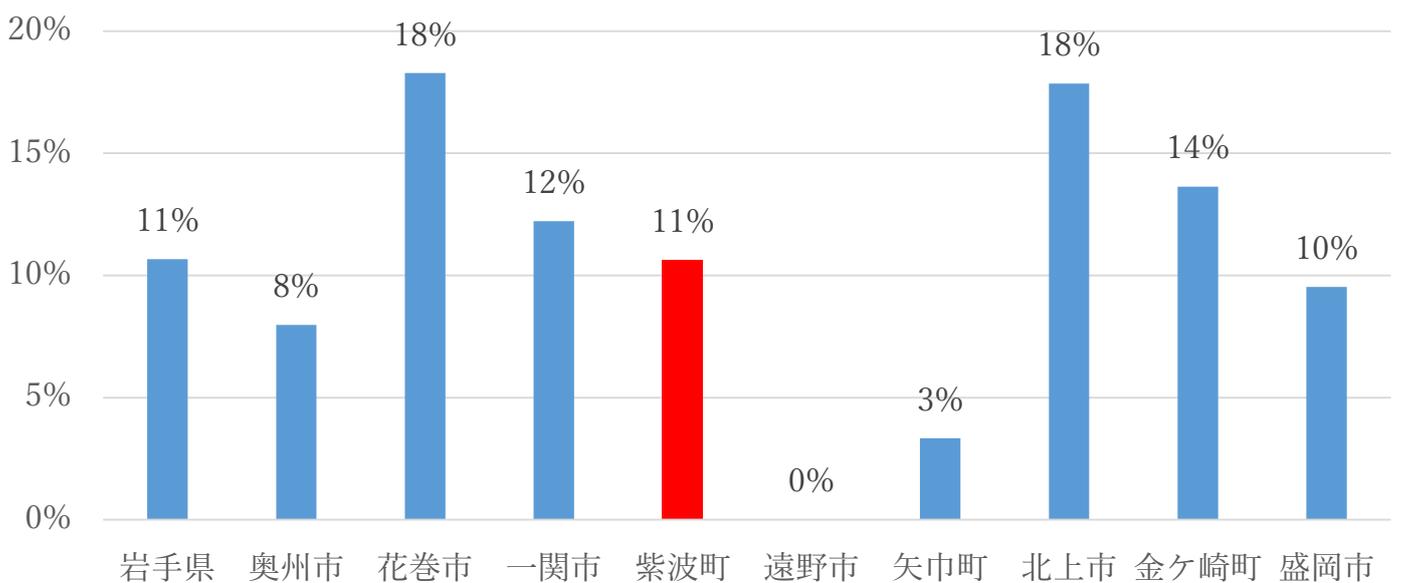


図2-8 常雇いした人がいる集落営農の割合



5 経営耕地面積規模と作業受託面積規模

○紫波町の集落営農は、経営耕地面積規模が50～100haの集落営農の割合が45%と県内で最も高くなっています。また100ha以上の集落営農も6%あり、県内では、経営規模が大きい集落営農が多いのが特徴です。

○紫波町の集落営農は、農作業受託面積が50～100haの集落営農の割合が15%と最も高く、また農作業受託面積が100ha以上の集落営農の割合も9%あり、県内では、作業受託面積が多い集落営農が多いのが特徴です。

図2-9 経営耕地面積規模別集落営農数割合

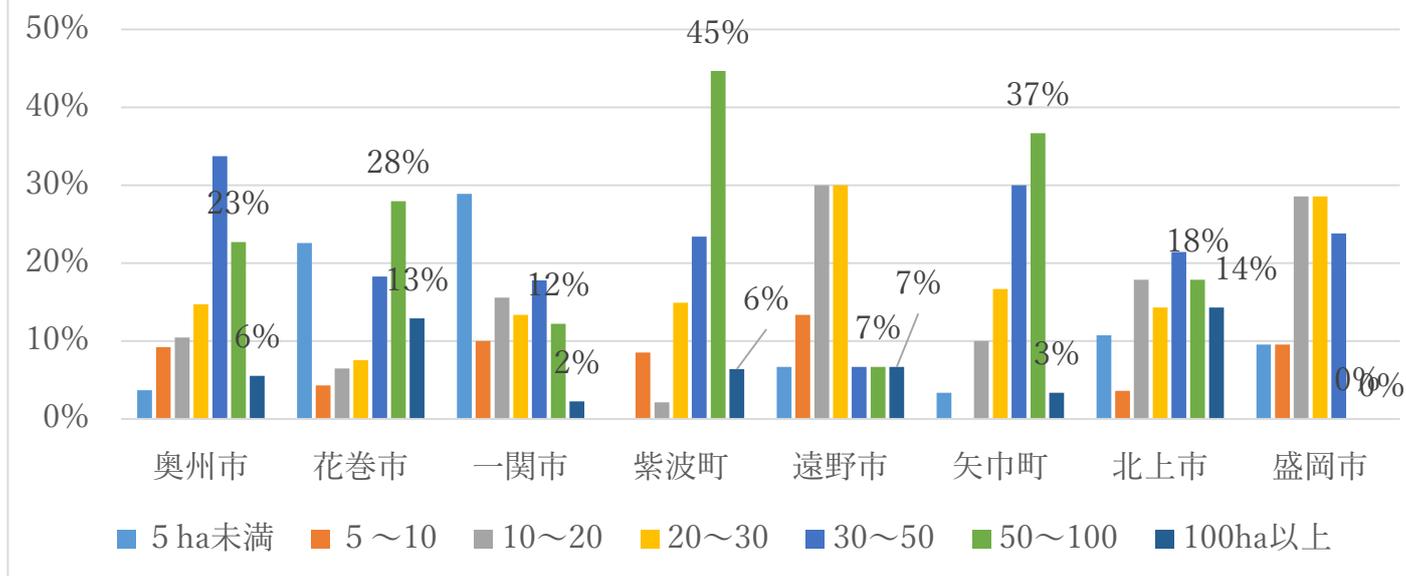
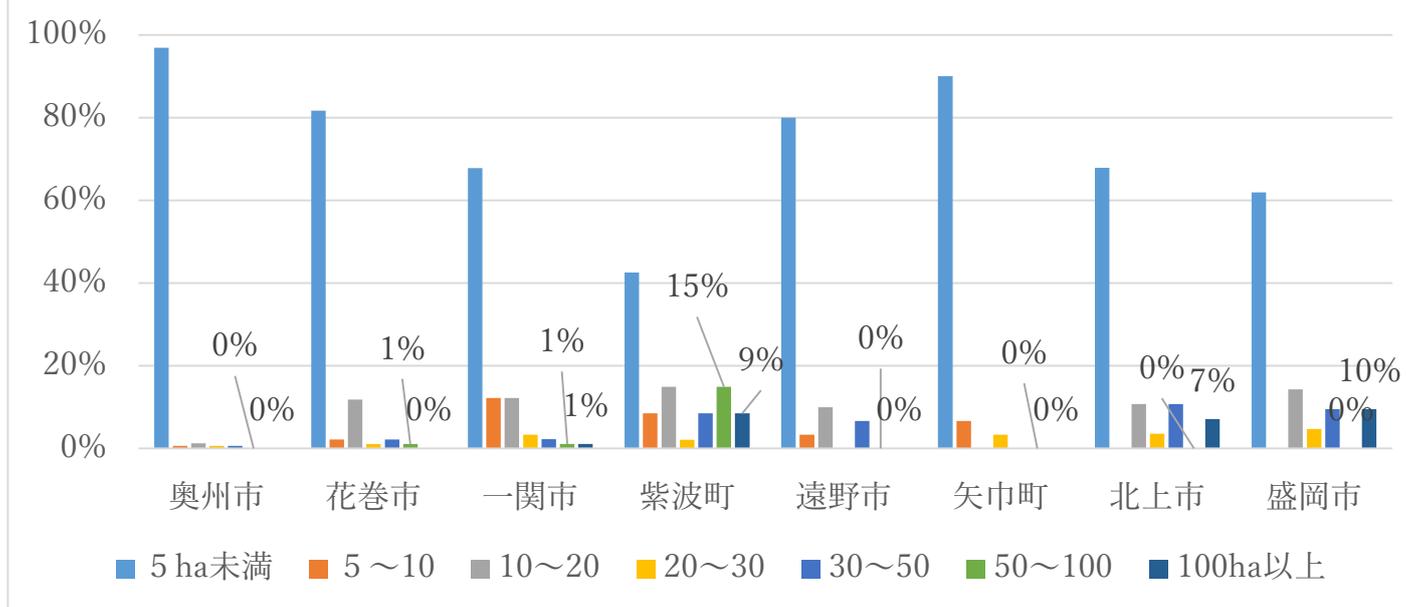


図2-10 農作業受託面積規模別集落営農割合



6 経営耕地面積＋作業受託面積と集積面積割合

- 紫波町の集落営農は、経営耕地面積＋作業受託面積規模が100ha以上の集落営農の割合が30%と県内で最も高くなっています。また50～100haの集落営農の割合も30%あり、県内では、経営規模が大きい集落営農が多いのが特徴です。
- 紫波町の集落営農は、集落の集積面積割合が100%となっている集落営農の割合が19%と県内で最も高く、集積率の高い集落営農が多いのが特徴です。
- その結果、令和5年の紫波町の担い手への集積率は、67.9%と岩手県で4番目に高くなっています。

図2-11 経営耕地面積＋作業受託面積規模別集落営農数割合

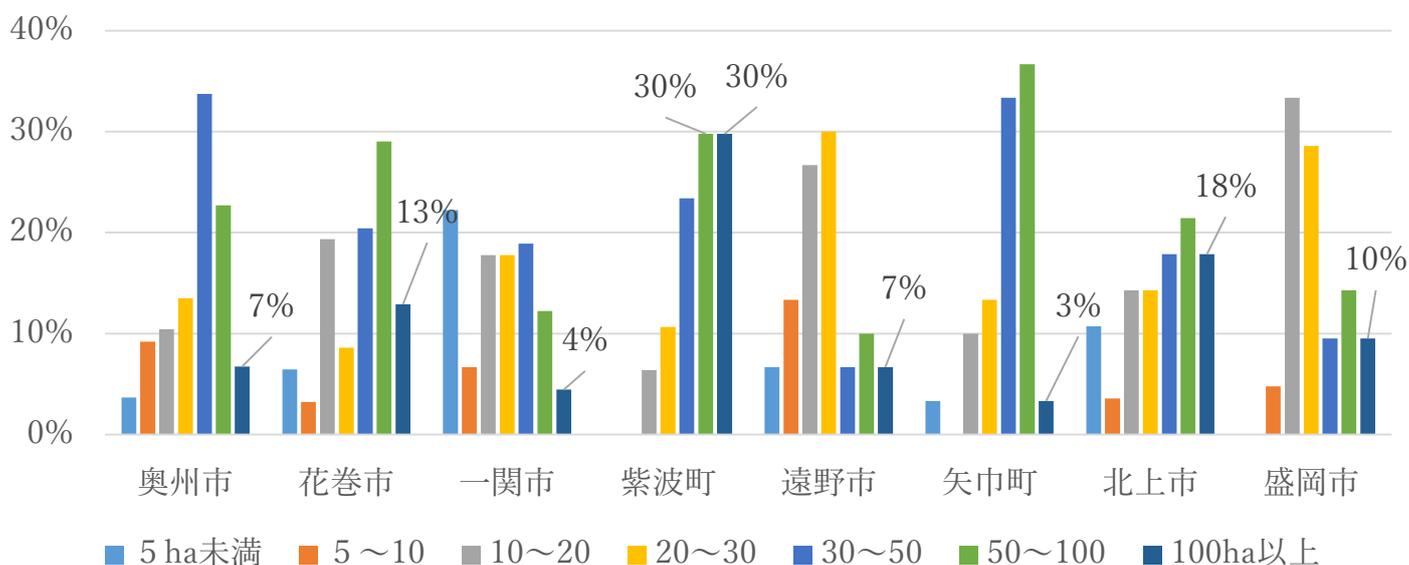
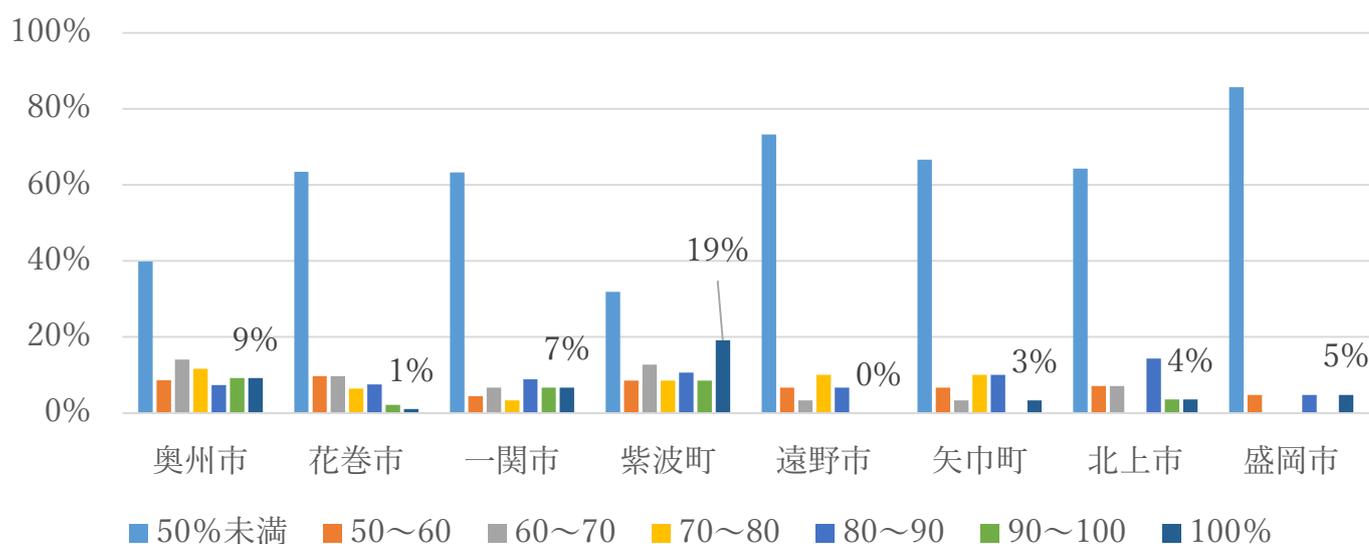


図2-12 集積面積割合別集落営農数割合



7 活動内容

- 紫波町の集落営農は、水稲、麦、そばの生産販売をしている集落営農の割合が高く、特にそばの生産をしている集落営農の割合が47%と県内で最も高くなっています。
- 紫波町の集落営農は、作付けの団地化など集落内の土地利用調整を行っている割合が72%と県内で最も高く、防除・収穫等の農作業受託を行っている集落営農の割合も68%で高くなっています。紫波町の集落営農は、水田転作のブロックローテーションの取組主体となっています。

図2-13 農産物等の生産・販売活動集落営農割合

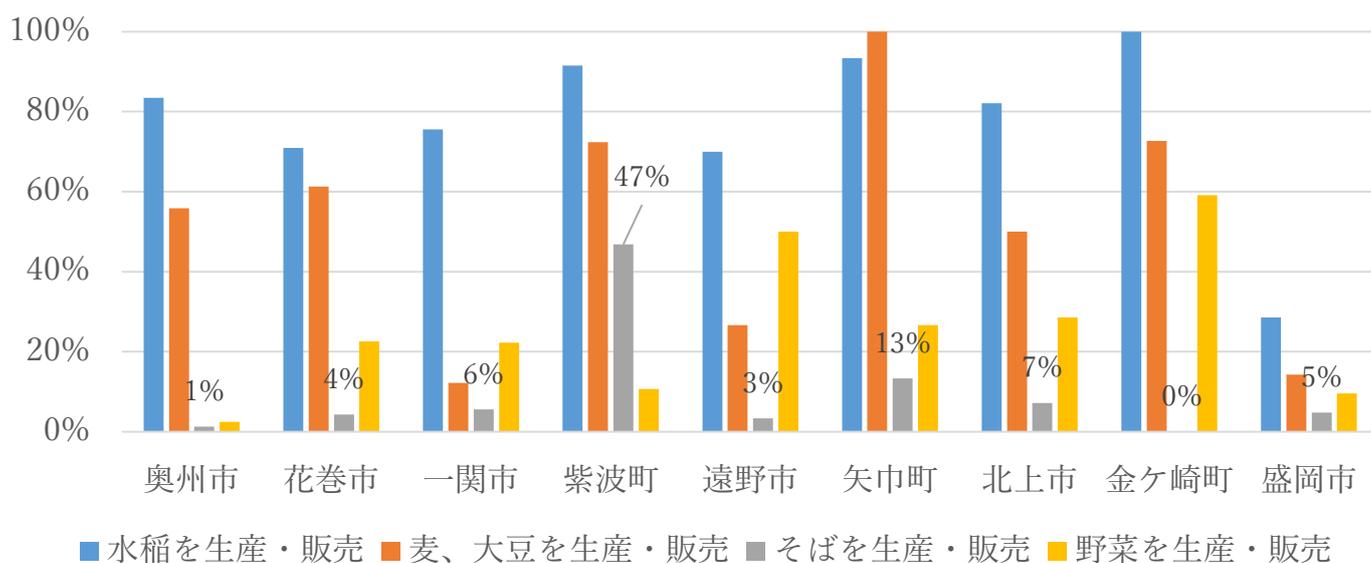
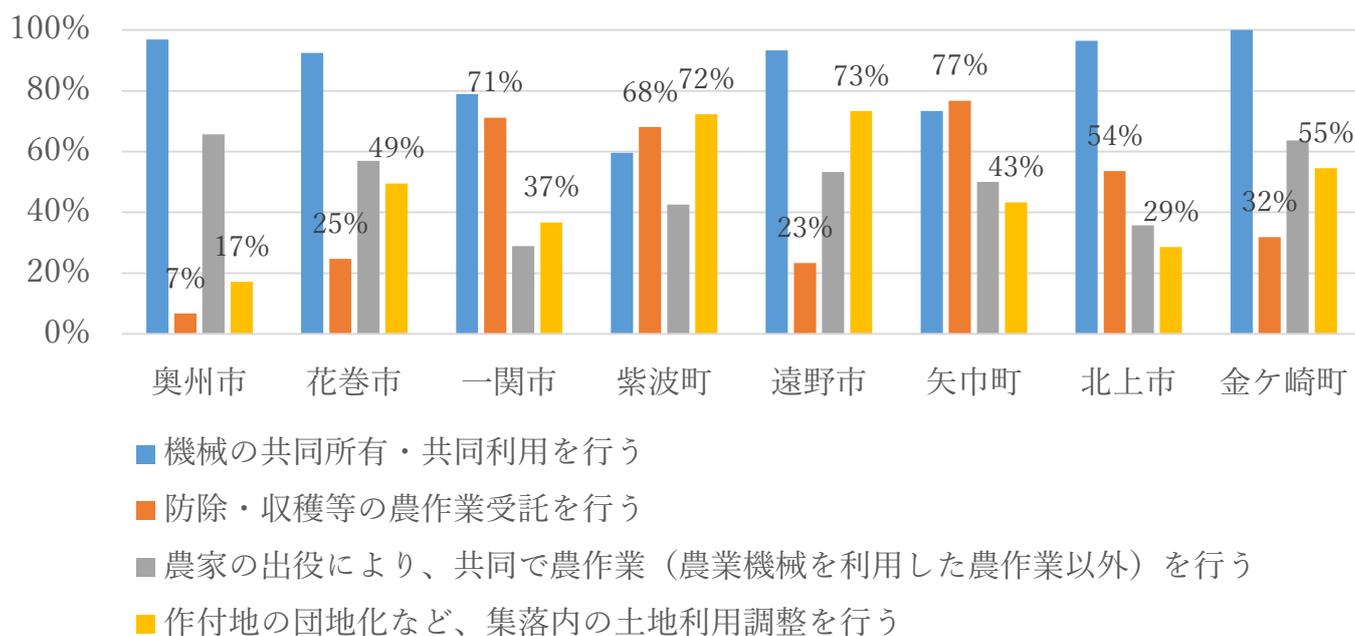
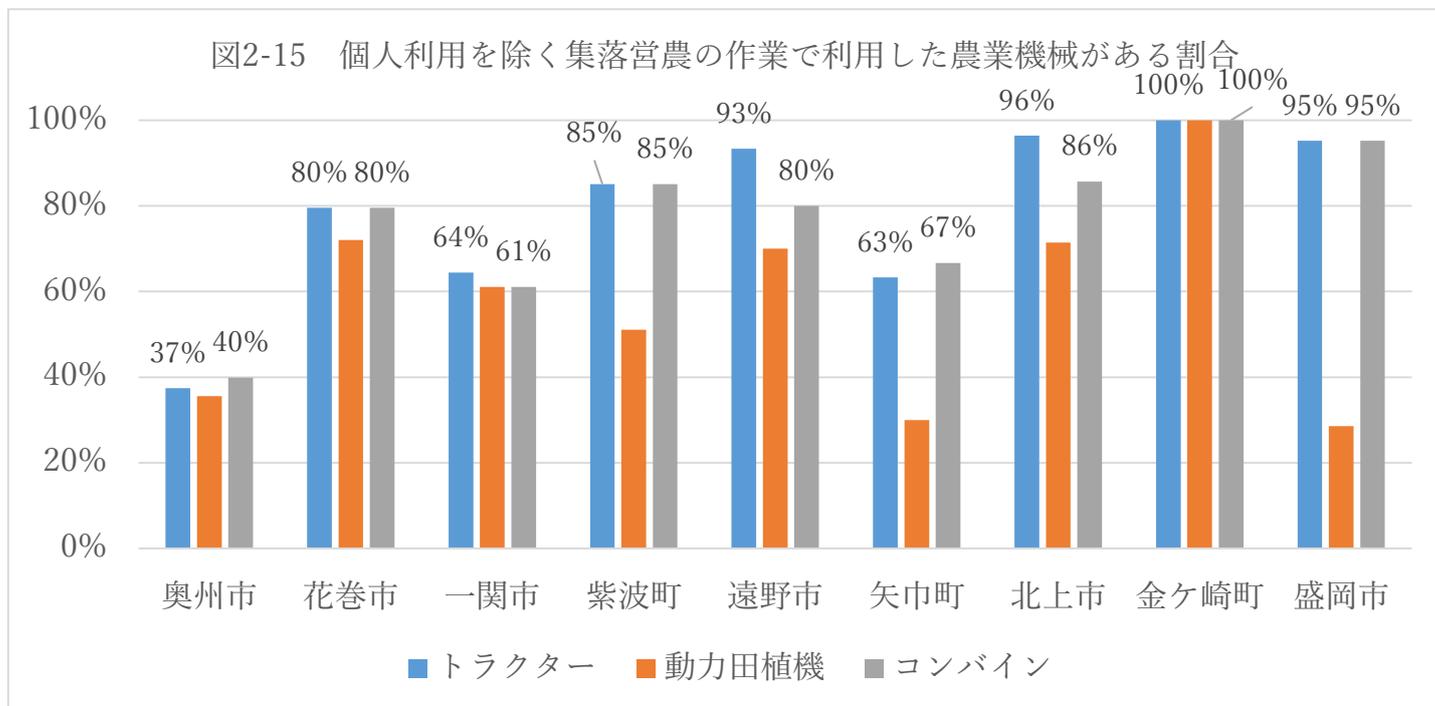


図2-14 農産物等の生産・販売以外の活動集落営農割合



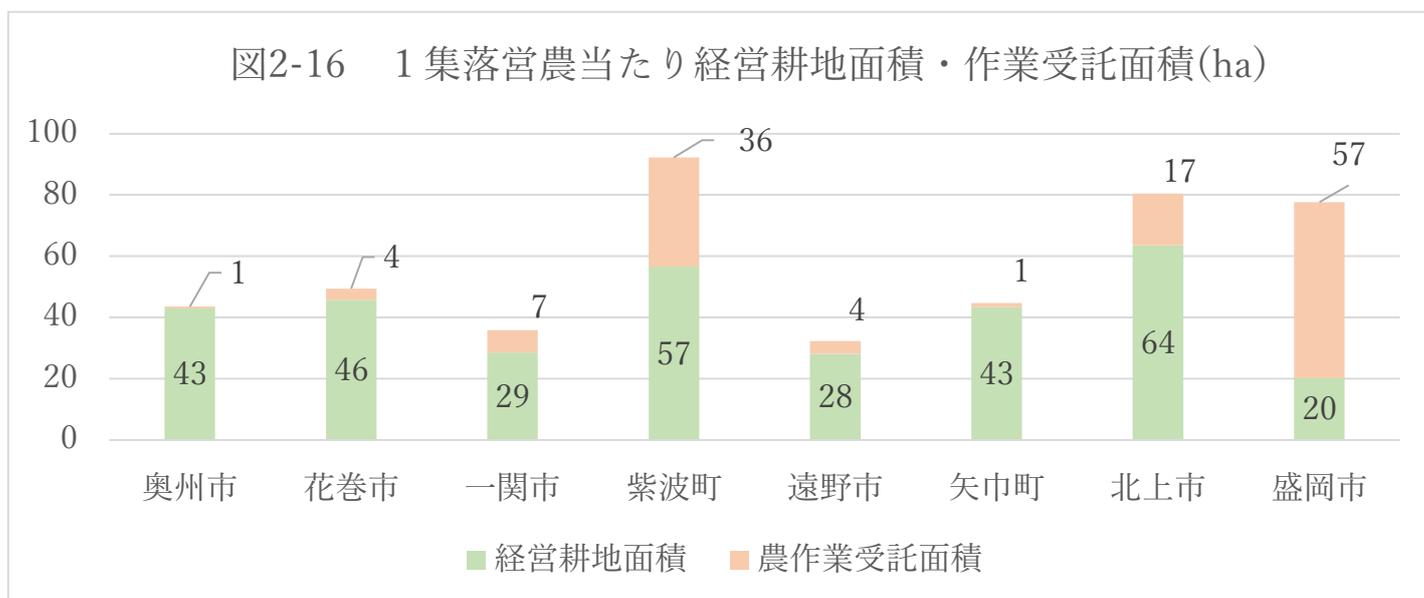
8 農業機械の状況

- 紫波町の集落営農は、トラクターとコンバインを所有している割合が85%と機械を持っている集落営農の割合が高いのが特徴です。
- 紫波町の集落営農は農作業機械を所有しているため農作業受託面積が多くなっています。



9 1 経営体当たり経営耕地面積と作業受託面積

- 紫波町の集落営農の1経営体当たりの経営耕地面積は、57ha、農作業受託面積が36haで、合計面積93haと県内で最も経営耕地面積+作業受託面積が大きいのが特徴です。
- 特に、紫波町の集落営農は、作業受託面積が多いのが特徴です。



第3章 紫波町内の地区別集落営農の特徴

1 集落営農数と経営耕地面積

紫波町の地区別の集落営農経営体数、経営耕地面積、作業受託面積、集落営農の地区の経営耕地面積に占める比率は次の通りです。

表 3-1 地区別経営体数と経営耕地面積

	経営体数			経営耕地面積(ha)		
	法人	非法人	合計	法人	非法人	合計
日詰	0	1	1	0	31	31
古館	0	0	0	0	0	0
水分	2	1	3	111	236	347
志和	3	19	22	181	808	989
赤石	3	6	9	306	267	573
彦部	3	0	3	275	0	275
佐比内	0	2	2	0	77	77
赤沢	1	1	2	54	69	123
長岡	3	2	5	179	35	214
紫波町計	15	32	47	1,106	1,523	2,629

表 3-2 地区別作業受託面積と経営耕地面積+作業受託面積

	作業受託面積(ha)			経営耕地面積+作業受託面積(ha)		
	法人	非法人	合計	法人	非法人	合計
日詰	0	1	1	0	32	32
古館	0	0	0	0	0	0
水分	19	544	563	130	780	910
志和	144	386	530	325	1,194	1,519
赤石	154	59	213	460	326	786
彦部	170	0	170	445	0	445
佐比内	0	12	12	0	89	89
赤沢	65	0	65	119	69	188
長岡	126	4	130	305	39	344
紫波町計	678	1,006	1,684	1,784	2,529	4,313

表 3-3 地区別集落営農経営耕地面積比率

	経営耕地面積(ha)	集落営農経営耕地面積(ha)			集落営農経営耕地面積比率		
		法人	非法人	合計	法人	非法人	合計
日詰	84	0	31	31	0%	37%	37%
古館	156.96	0	0	0	0%	0%	0%
水分	960.36	111	236	347	12%	25%	36%
志和	1416.16	181	808	989	13%	57%	70%
赤石	767.79	306	267	573	40%	35%	75%
彦部	548.1	275	0	275	50%	0%	50%
佐比内	274.3	0	77	77	0%	28%	28%
赤沢	313.81	54	69	123	17%	22%	39%
長岡	319.2	179	35	214	56%	11%	67%
紫波町計	4840.68	1,106	1,523	2,629	23%	31%	54%

※経営耕地面積は2020年農林業センサスの地区別経営耕地面積

※集落営農経営耕地面積比率＝集落営農経営耕地面積÷経営耕地面積

2 経営形態別集落営農数と法人化率

- 紫波町の集落営農数は、法人が15経営体（32%）、非法人が32経営体（68%）経営体となっています。
- 地区別では、志和地区が22経営体、赤石地区が9経営体と多くなっています。
- 法人化率は、彦部地区100%、水分地区67%、長岡地区60%が高く、志和地区14%、赤石地区33%で低くなっています。

図3-1 経営形態別集落営農数



図3-2 経営形態別集落営農数

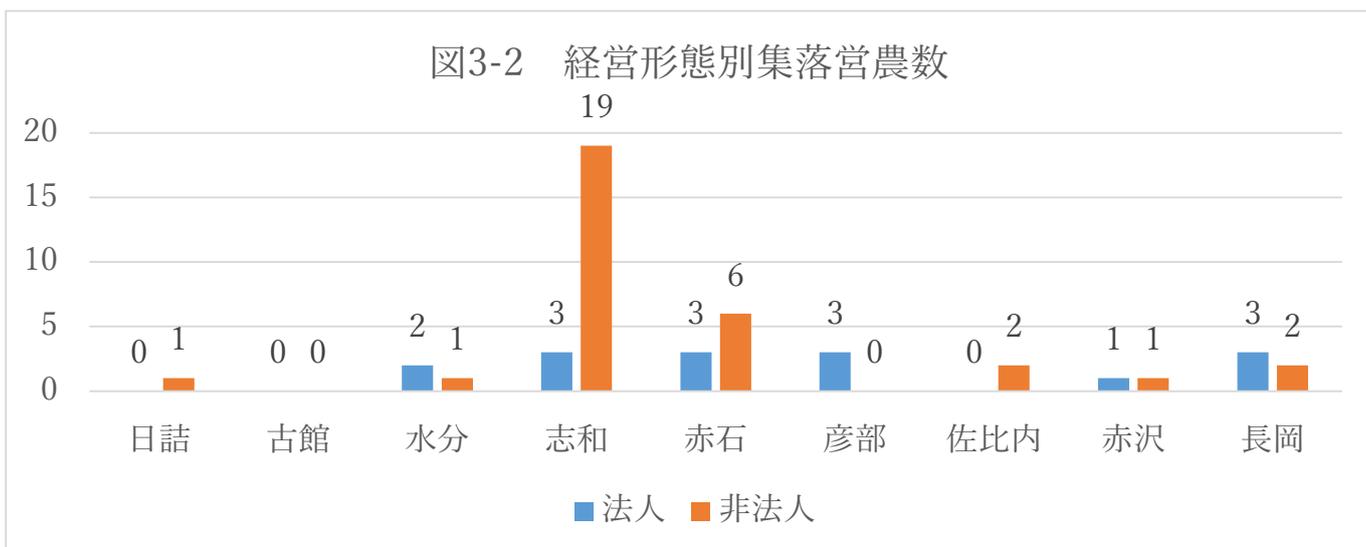
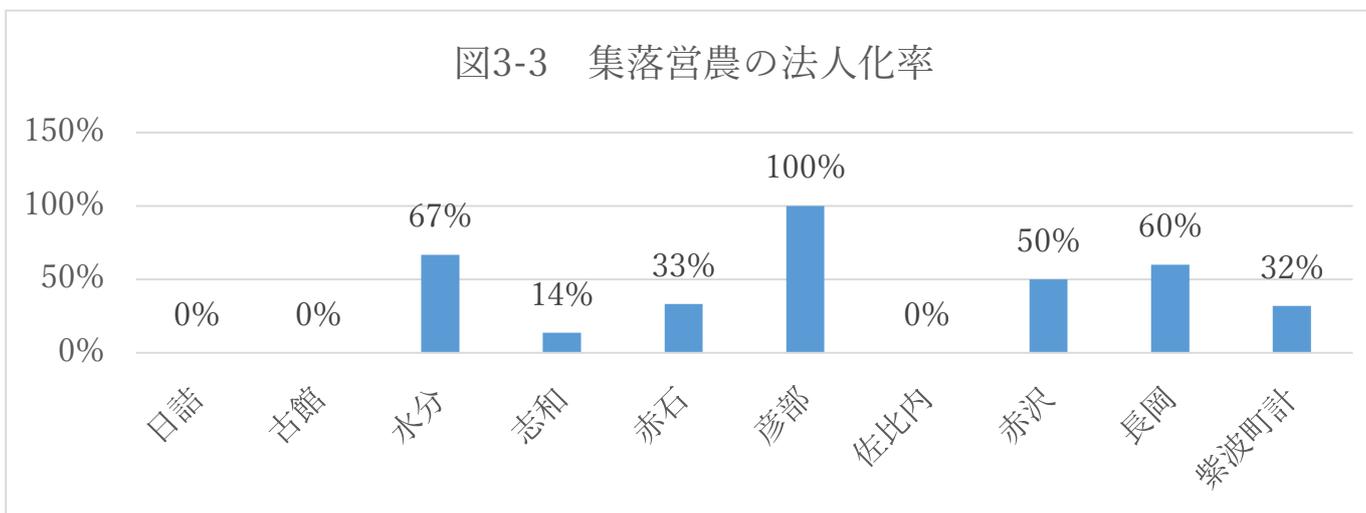


図3-3 集落営農の法人化率



3 経営耕地面積と作業受託面積

- 紫波町の集落営農の経営耕地面積は、2,629ha で、そのうち法人が 1,106ha (42%)、非法人が 1,523ha (58%) で非法人の経営耕地面積の占める割合が高くなっています。
- 地区別の集落営農の経営耕地面積は、志和地区 989ha が最も多く、次いで赤石地区 573ha、彦部地区 275ha、長岡地区 214ha となっています。
- 農作業受託面積では、水分地区の非法人の集落営農の 544ha が突出して多く、次いで志和地区の非法人の集落営農の 386ha となっています。法人による作業受託面積が多いのは、彦部地区 170ha、赤石地区 154ha、長岡地区 126ha となっています。
- 地区全体の経営耕地面積に占める集落営農の経営耕地面積の割合は、志和地区が 70%、赤石地区 75%、長岡地区 67%、彦部地区 50%が高くなっています。
- このうち非法人の集落営農が占める経営耕地面積割合は、志和地区 57%、赤石地区 35%、日詰地区 37%で高くなっています。

図3-4 経営形態別集落営農の経営耕地面積と作業受託面積 (ha)

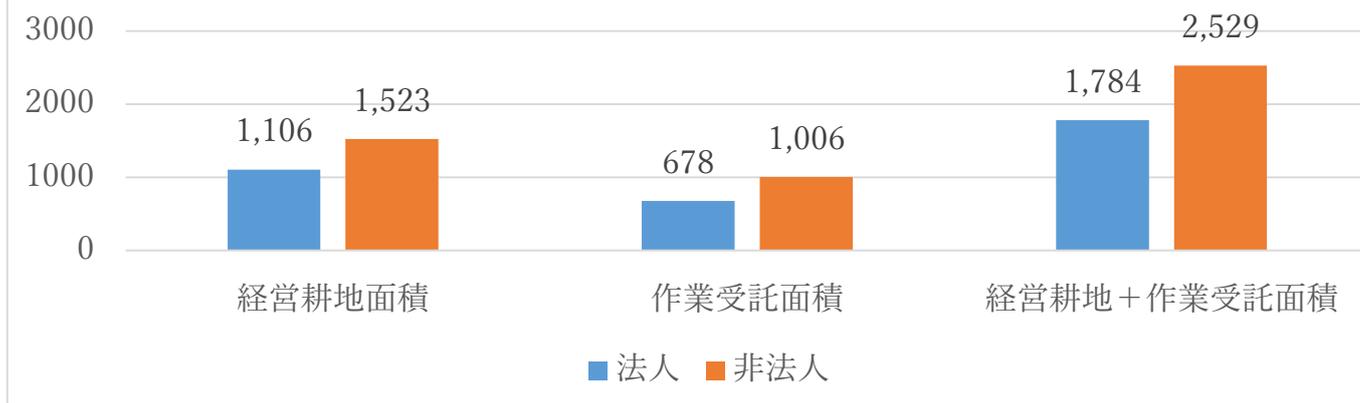


図3-5 集落営農の経営耕地面積 (ha)

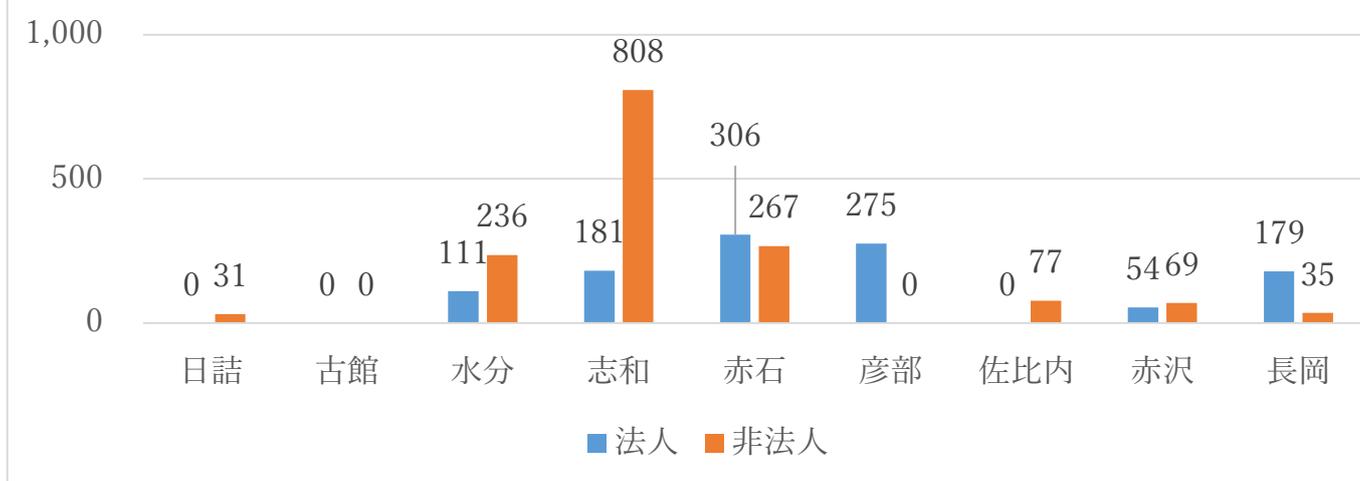


図3-6 集落営農の農作業受託面積 (ha)

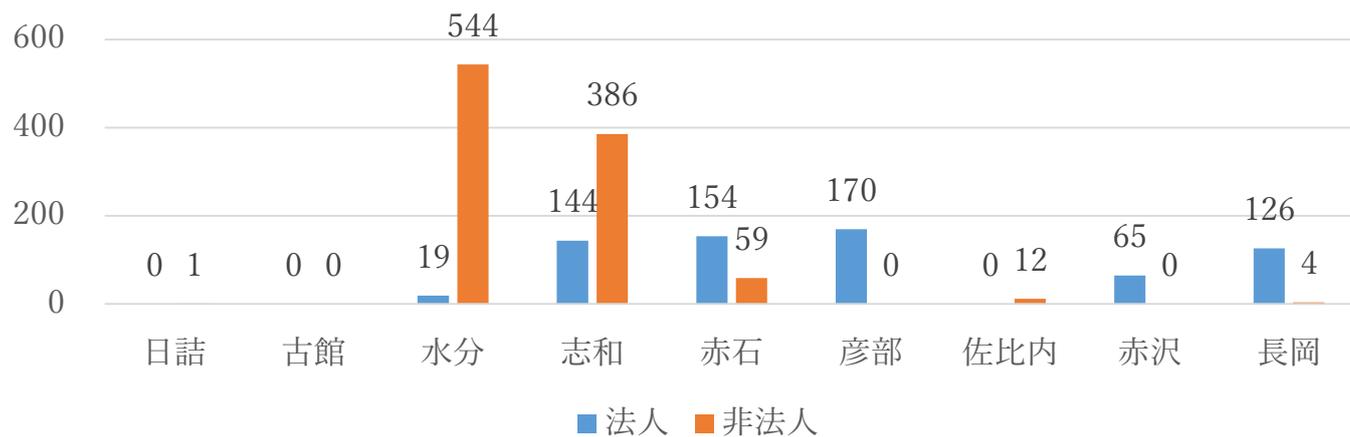


図3-7 集落営農の経営耕地面積+作業受託面積 (ha)

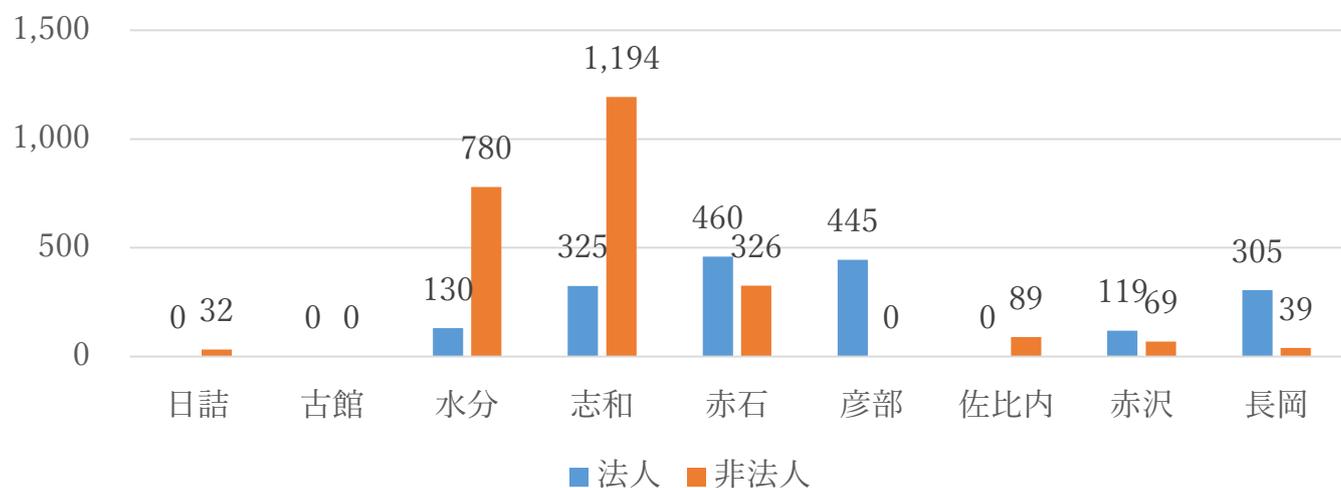
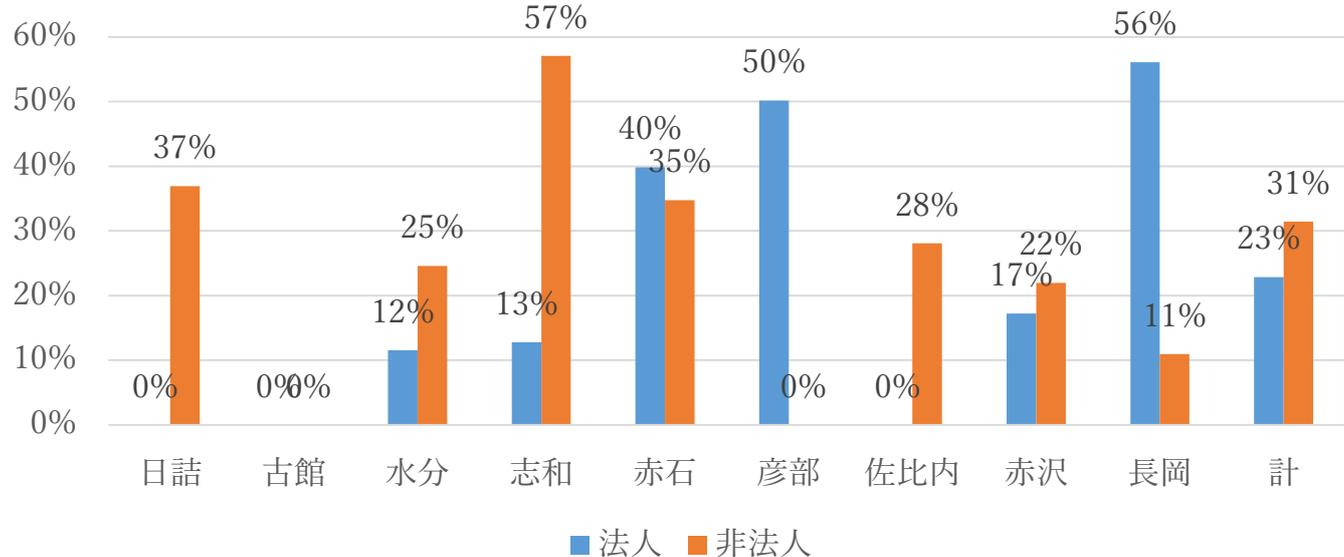


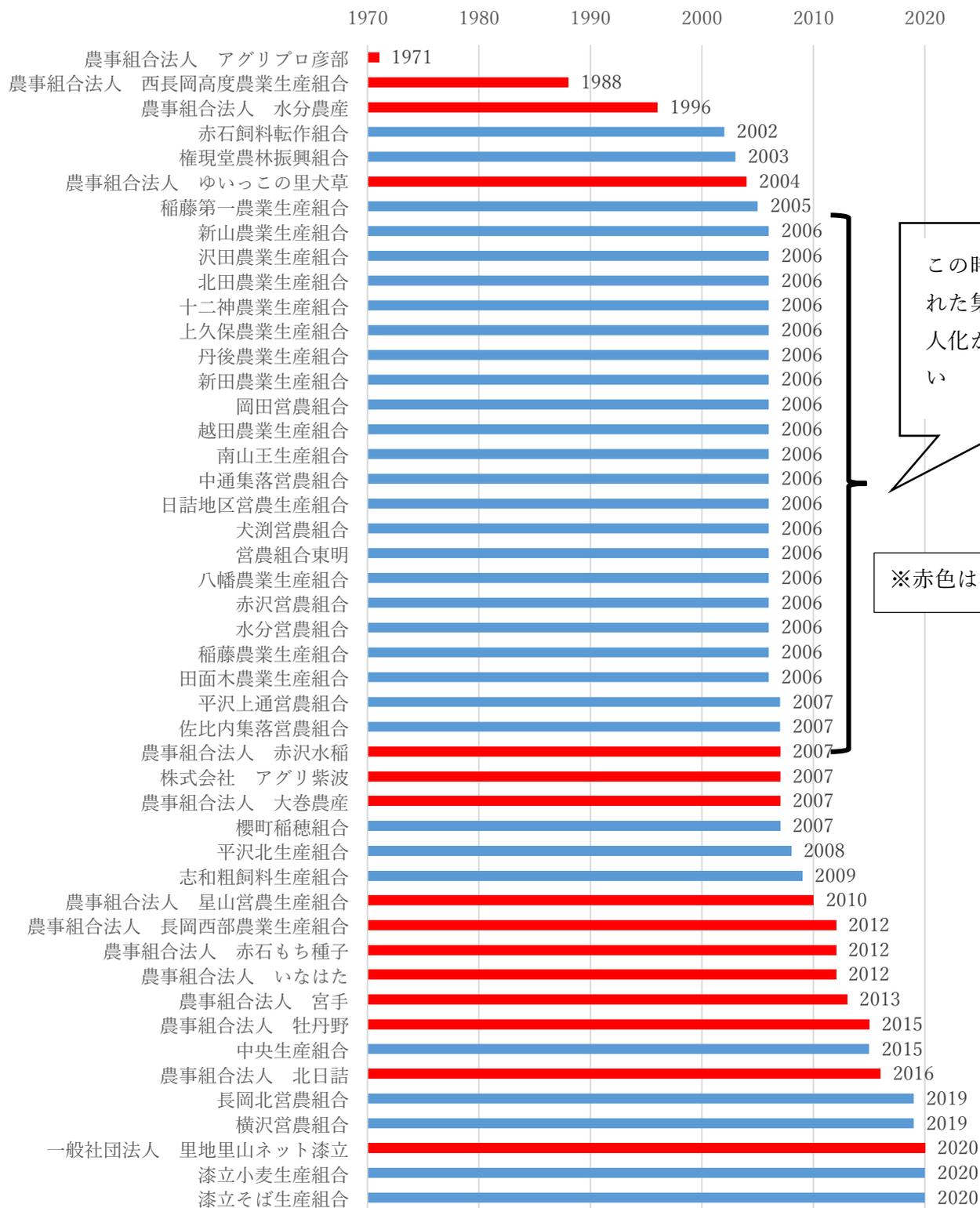
図3-8 経営耕地に占める集落営農の経営耕地面積割合



4 各集落営農の設立年次、参加農家数、経営耕地面積

○紫波町の集落営農は、品目横断的経営安定対策の要件を満たすために2006年に創設されたものが多いですが、この時期に設立された集落営農は、法人化が進んでいません。

図3-9 集落営農の設立年次

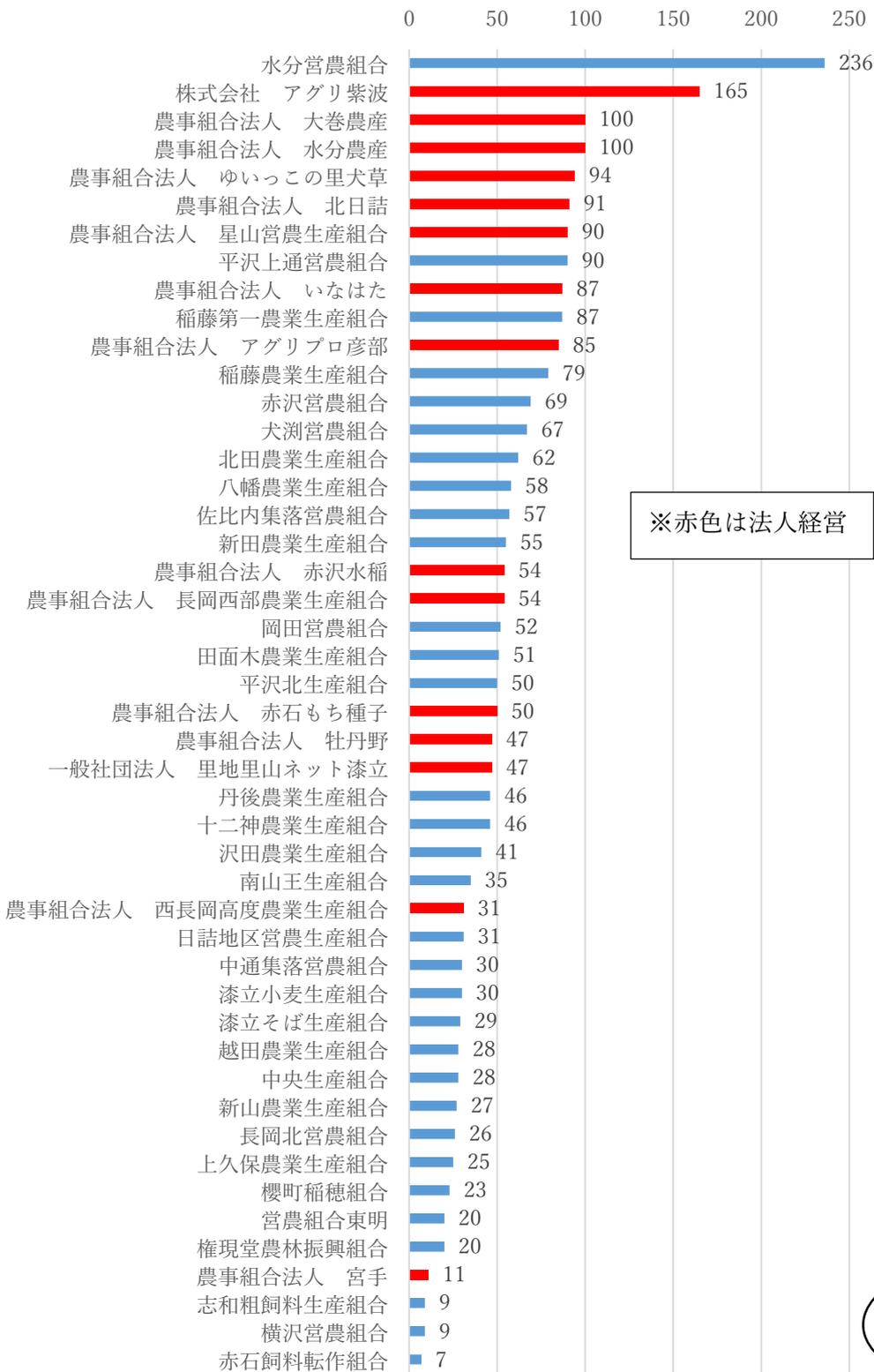


この時期に設立された集落営農は法人化が進んでいない

※赤色は法人経営

○紫波町の集落営農を経営耕地面積順に示すと下図のとおりで、経営規模が大きい集落営農は水田作メガファームの候補、経営規模が小さい集落営農は広域連携が必要な集落営農の候補として見込まれます。

図3-10 集落営農の経営耕地面積 (ha)



※赤色は法人経営

メガファーム

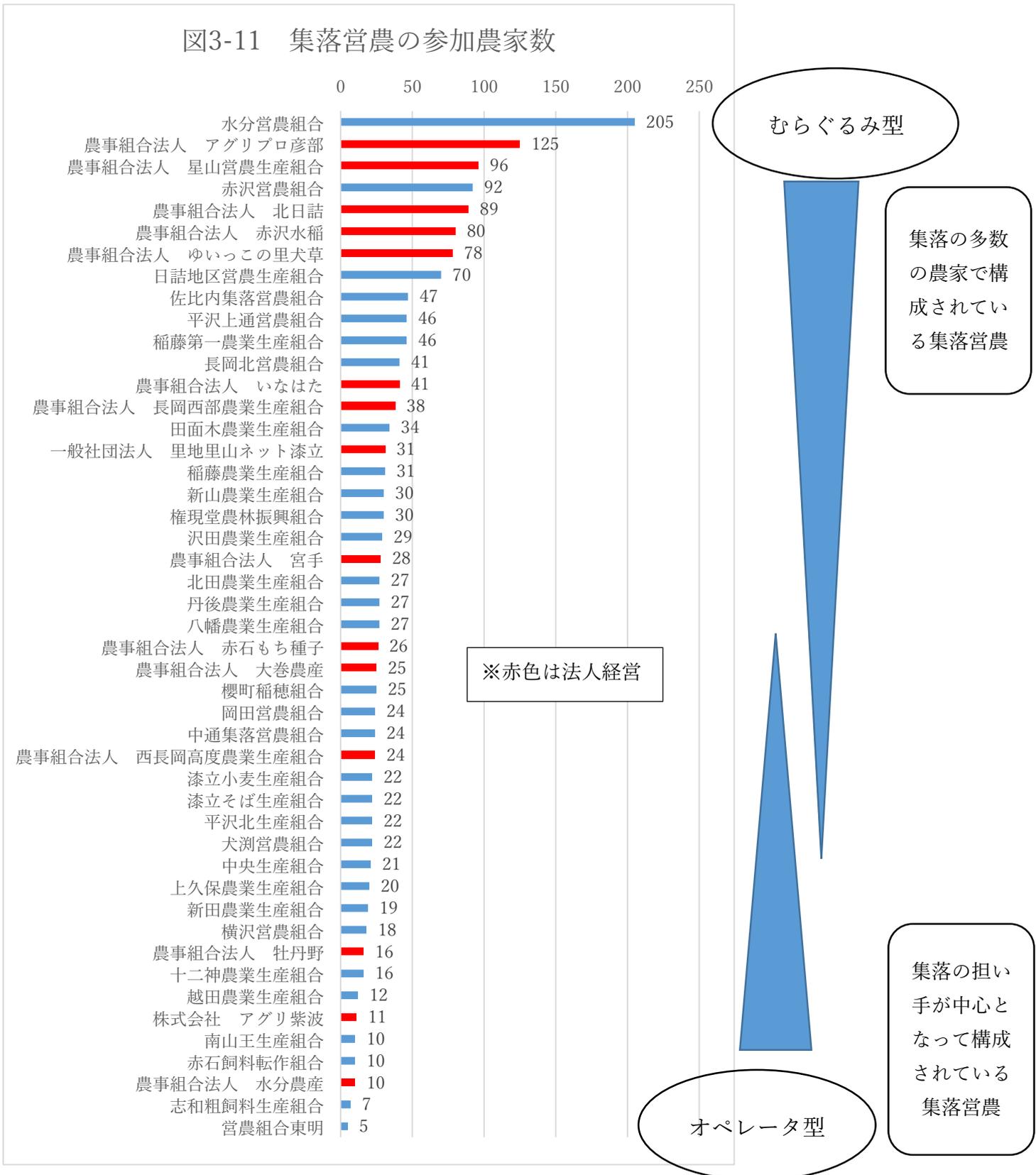
地域の農地の受け皿となる経営体の候補

広域連携

経営規模が小さく広域連携が必要と考えられる候補

○紫波町の集落営農を集落営農の参加農家数順に示すと下図のとおりで、集落内の多数の農家で構成されている「むらぐるみ型集落営農」と集落内の担い手を中心となって創設している「オペレータ型集落営農」が混在しています。

図3-11 集落営農の参加農家数

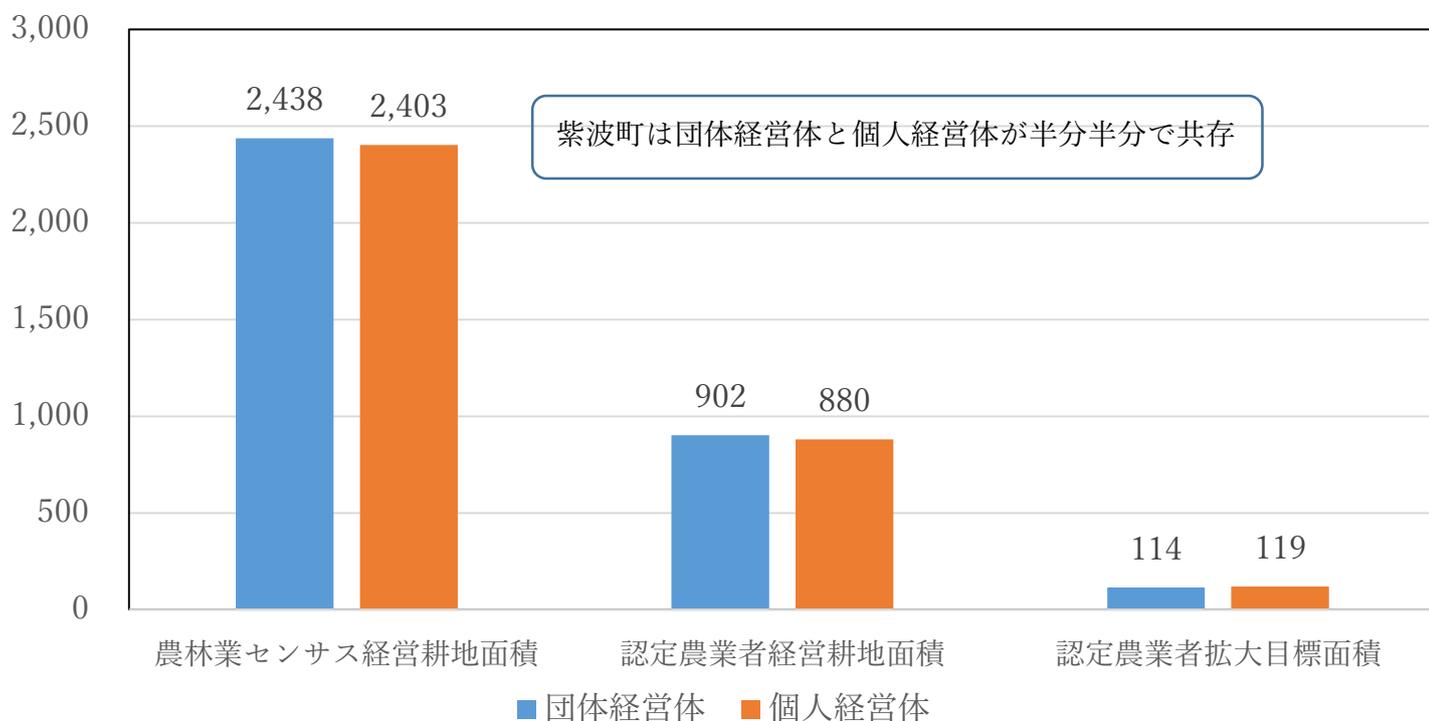


第4章 今後の対応方向

1 今後想定される水田作経営の担い手の姿

- 紫波町は、経営耕地面積と認定農業者の経営規模拡大目標面積は、団体経営体と個別経営体がほぼ同程度の面積となっており、今後とも団体経営体と個人経営体が共存していくと見込まれます。
- 紫波町の水稲作付面積の分解基軸は、個人経営が2ha～3ha、団体経営が100haとみられ、今後3ha以上の個人経営体と100ha以上の団体経営体の規模階層の作付面積が増加していくと見込まれます。
- 非法人の集落営農が多く属している水稲作付面積30ha～100haの階層では、水稲作付面積が減少しています。今後構成員の高齢化とともに経営規模を縮小していくと見込まれます。
- 今後、個人の認定農業者の経営規模拡大支援と100ha以上の水田作メガファームの育成が必要と見込まれます。
- 経営規模が小さい非法人の集落営農は、経営を持続させるために法人化して規模拡大を図るのか、集落組織の広域連携を進めて経営基盤の強化を図ることが必要と見込まれます。
- 非法人の集落営農で法人化が困難な場合は、集落営農組織を母体にして地域の農地を一元的に管理する主体を創設することも必要ではないかと見込まれます。

図4-1 経営形態別経営耕地面積と拡大目標面積(ha)



※農林業センサスは2020年の調査結果

※認定農業者の経営耕地面積は、2024年4月現在の経営改善計画の集計値

※認定農業者拡大目標面積＝認定農業者の目標面積－認定農業者の現状面積

図4-2 紫波町水稲作付面積規模別水稲作付面積の推移 (ha)

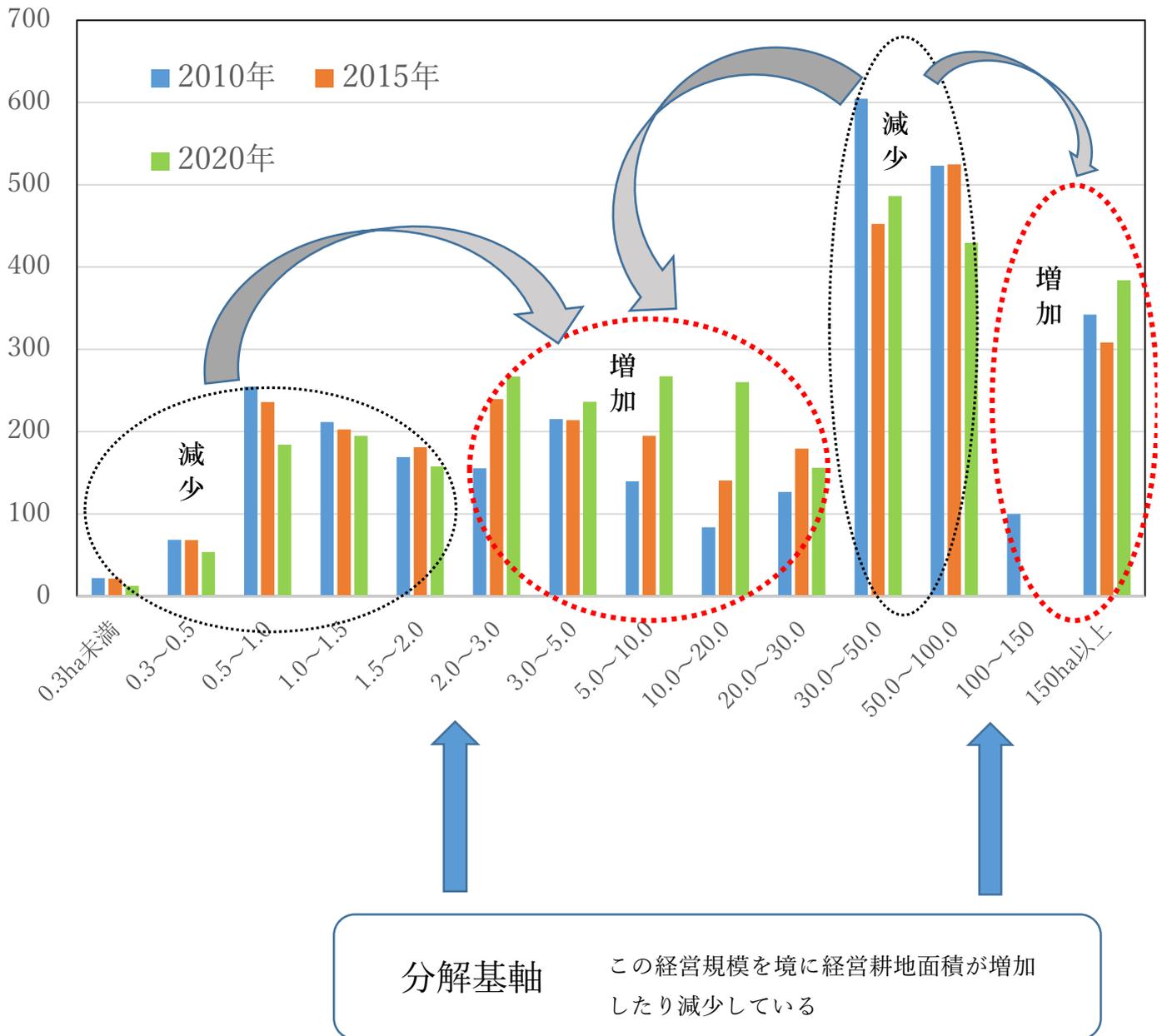
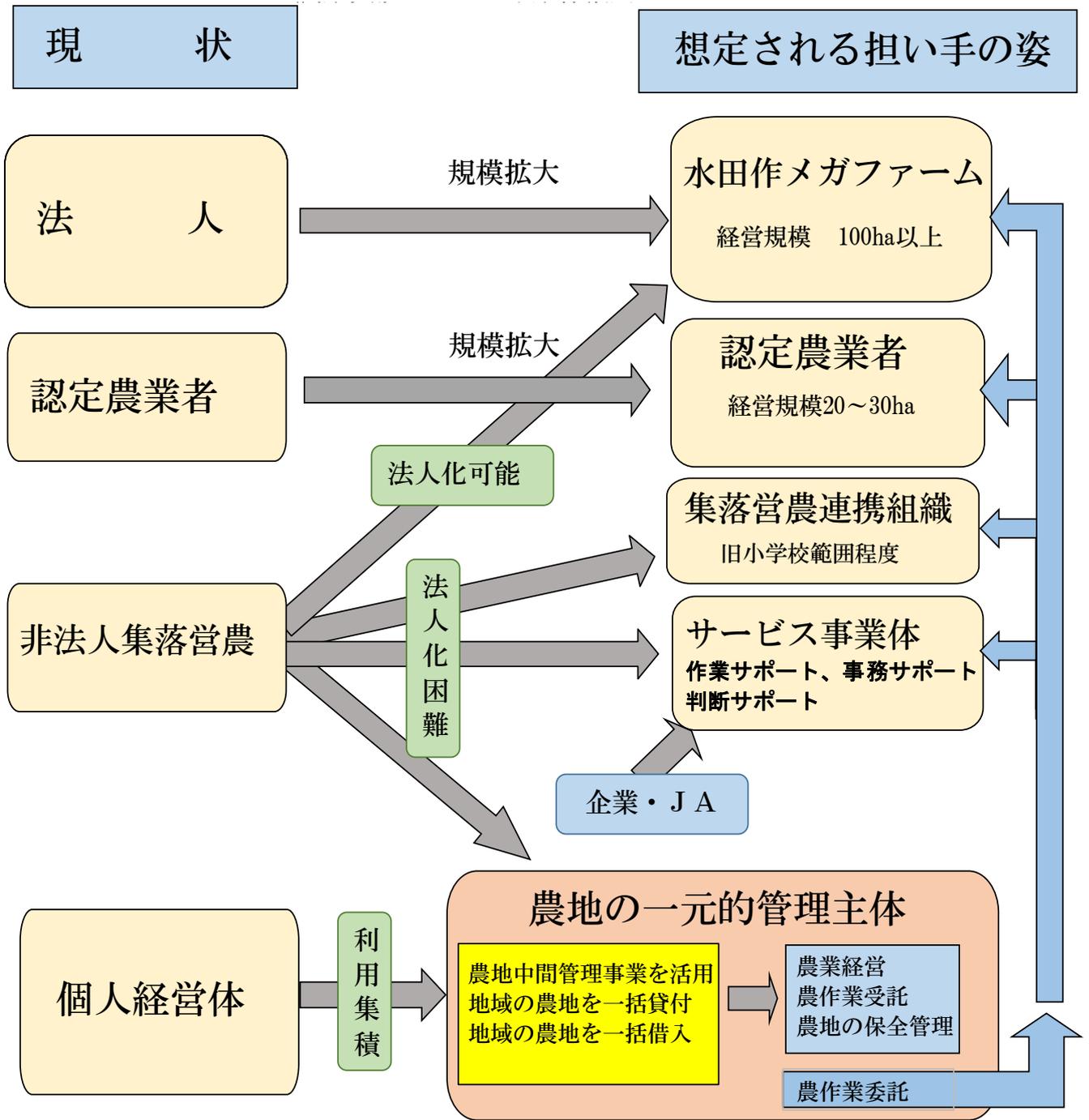


図 4-3 今後想定される水田作経営の担い手の姿



2 想定される担い手の姿から見た対応方向

①団体経営体と個人経営体の共存

紫波町の経営耕地面積は、団体経営体と個人経営体が半分ずつ占めています。

認定農業者の経営耕地面積と認定農業者の拡大目標面積の合計も法人経営体と個人経営体がほぼ同程度となっています。

したがって、今後とも両者が共存していくことが必要と考えられます。

②認定農業者の経営確立支援

水田経営規模 3ha 以上の個人の認定農業者には、規模拡大志向を持っている経営者が多いことから、今後とも紫波町の基本構想の営農類型に提示している水稲+小麦の営農類型（水稲 15ha+小麦 8ha）達成に向け経営規模拡大を支援していくことが必要と考えられます。

③集落営農組織の広域連携

紫波町の集落営農 47 経営体のうち 32 経営体は非法人で構成員の高齢化とともに経営規模を縮小したり営農の継続が困難になってきている集落営農組織があります。経営基盤を強化し営農が継続できるように集落営農組織の広域連携を進めていくことが必要と考えられます。

特に地域の経営耕地面積に占める非法人の集落営農の経営耕地面積の比率が高い志和地区（57%）と赤石地区（35%）では、喫緊の取り組みが必要と考えられます。

④地域の水田の受け皿となる水田作メガファーム育成

今後リタイアする農家から大量の水田が供給されてくると見込まれます。

現在の認定農業者の拡大目標面積と供給されてくる経営耕地面積を比較すると町内全域で農地が供給過剰になると試算されます。

今後、地域の水田の受け皿となる経営規模 100ha 以上の水田作メガファームを早期に育成することが必要と考えられます。

現在地域の核となる集落型の水田作経営法人がある水分地区、赤石地区、彦部地区、長岡地区西部では、既存の法人の経営規模拡大を促進し、水田作メガファームに育成していくことが必要と考えられます。

⑤農業支援サービス事業体の育成と活用

基幹的農業従事者の高齢化とともに作業を受託する経営体と受託面積が減少してきています。また集落営農等では事務員の確保が課題となってきています。今後、機械作業や事務作業を受託するサービス事業体の育成と活用が必要と考えられます。

現在、紫波町で草刈り作業や農作業の受託をする唯一のサービス事業体が令和 5 年に設立されています。今後、高齢化による農業労働力不足を補完するためにサービス事業体の活用促進や新規の創業を進める必要があると考えられます。

⑥農地の一元的管理主体設立

農業資材の高騰や担い手不足の中で生産コストの低減や経営規模を拡大し生産性を向上するためには、農地の団地化が必要と考えられます。

既存の集落営農組織を母体に農地中間管理事業を活用して地域の農地を一元的に管理する主体を創設することが必要と考えられます。

認定農業者が少なく集落型の水田作経営法人もなく高齢化が進行している日詰地区、古館地区では、地域の農地を一元的に管理して地区外の担い手に農地を活用してもらうことも検討する必要があると思われる

ます。

果樹経営が主体の佐比内地区、赤沢地区、長岡地区東部では、大規模に水田作経営を展開する担い手がないことから、地域の水田を地域で守るために地域の農地を一元的に管理する主体を創設し稲作の省力化と耕作放棄地の発生防止を図りながら、果樹経営に注力することが必要と考えられます。

3 水田作メガファームの育成の考え方と先行事例

<背景とねらい>

農業従事者の高齢化の進行にともない、今後大量に水田が供給されてくると見込まれます。このため、地域の水田の受け皿となる大規模水田作経営体の育成を推進します。

<水田作メガファームの姿>

法人形態：株式会社、農事組合法人、一般社団法人

経営規模：100ha～1,000ha

営農形態：水稲+畑作（麦、大豆、子実トウモロコシ）

+機械化一貫体系確立野菜（タマネギ、ジャガイモ、ネギ等）の輪作体系

労働力：経営者+雇用従業員

（他産業並みの給与水準と法定厚生福利費（厚生年金、社会保険））

資本装備：大規模畑作機械体系、スマート農業機械（ロボットトラクタ、自動操舵田植機、水管理システム、ドローン、リモコン除草機、スマート乾燥調製施設、経営管理システム等

<先行事例>

茨城県：農地集約型大規模水田経営体 育成加速化事業（通称：新・メガファーム事業）

茨城県では、「茨城モデル水稲メガファーム育成事業」を2018年度に創設し、大規模経営による収益性の高い水稲農業モデルの育成に取り組んでいます。

この事業では、規模拡大に意欲のある40ヘクタール程度の稲作農家を公募し、農地の集積・集約化とICT導入を支援し、3年間で100ヘクタール以上の稲作経営体を育成します。

〔対象団体〕 市町村

〔対象事業〕

(1)農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化

- ・農地貸付協力金：農地貸付に協力した農地所有者に対し交付
- ・農地集約化奨励金：農地交換等に協力した耕作者等に対し交付

(2)効率的な農業経営を実現する省力化作業体系の確立

- ・ICT等先端技術の導入に対する支援
- ・共同利用施設等の導入に対する支援（経営統合型のみ対象）

4 集落営農組織の広域連携推進の考え方と先行事例

<背景とねらい>

紫波町の集落営農組織は設立後約 20 年経過したものの法人化率は、30%にとどまり、非法人の集落営農では構成員の高齢化により営農の継続が困難になりつつある集落営農組織が出てきています。

このため、集落営農の広域連携を進め、作業機械の稼働率の向上や事務の省力化、担い手の確保を図りながら経営基盤を強化し営農が持続できるような取り組みを推進します。

<広域連携の姿>

複数の集落営農で構成する連携組織を設立し、機械の共同購入、作業受委託、オペレータの確保、事務作業の省力化を図る。

<先行事例>

○全国

栃木県、京都府、広島県、福井県、島根県、山口県、高知県、長崎県、佐賀県、長崎県、大分県等では集落営農の広域連携を推進しています。

○山口県：集落営農法人連合体

持続可能な法人経営の確立を図るため、集落営農法人の機能を活かしながら、複数の法人が連携し、雇用や所得の拡大に取り組む「集落営農法人連合体」の育成を山口県独自の取組として進めています。2023年11月14日時点で17の連合体が形成されています。

○京都府：集落連携 100ha 農業づくり事業

従来の単一集落支援では複数集落の合意形成が困難→地域を先導し、施策を強力に進める指導体制の構築する。

- ・ 営農計画策定や生産体制整備支援によるメガ団地の形成
- ・ 広域営農のモデルとなる地域を創出し、取組地域のさらなる拡大

5 農地の一元的管理主体の創設の考え方と先行事例

<背景とねらい>

現状の農地の所有形態は小規模分散錯圃となっており生産性の向上が困難となっています。

このため、地域の農地を一元的に管理する主体を創設し、生産圃場の団地化と担い手への集積を進め生産性の向上を図る取り組みを推進します。

<一元的管理の仕組み>

地域の農地の所有者全員が農地中間管理事業を活用し、すべての農地を農地中間管理機構に貸し出す。

地域の農地を一元的に管理する主体が農地中間管理機構から地域の農地をすべて借り入れて農業経営を行う。

経営内容：農業経営、農作業受委託、農地の保全管理

地域の多様な志向を持った経営体との共栄共存

規模縮小志向経営体：農地の借り入れ地代を支払う。

自作志向経営体：機械作業受託や栽培管理委託を行って管理料を支払う。

規模拡大志向経営体：特定農作業委託し販売権を与える。

<紫波町内の先行事例>

志和地区の漆立集落では、一般社団法人里地里山ネット漆立を設立し集落の農地を一元的に管理する取り組みを行っています。

地域の農地の受け皿となる一般社団法人里地里山ネット漆立設立
一般社団法人里地里山ネット漆立が担い手のいない農地を引き受ける特定農業法人となる

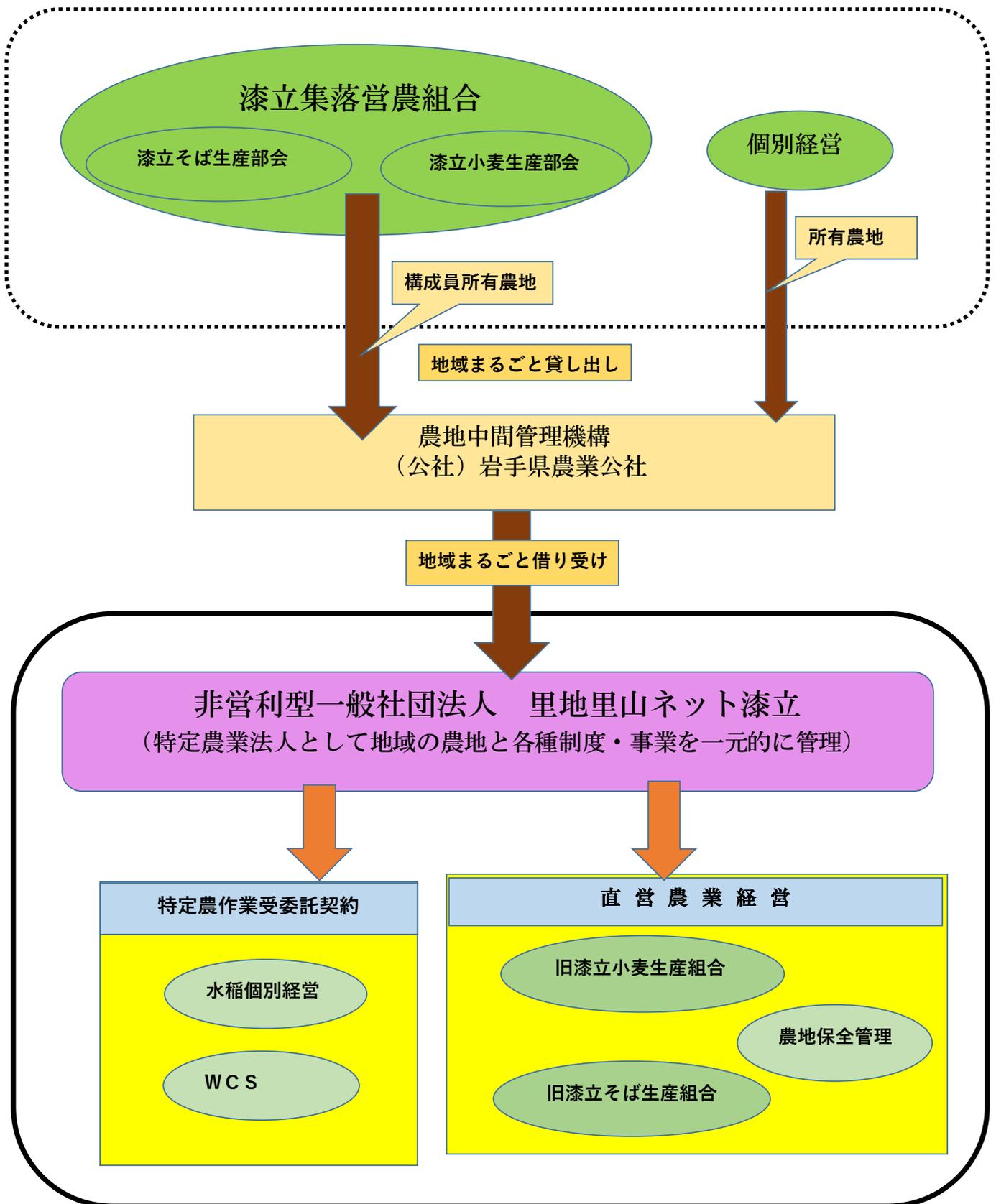
漆立集落の集落営農組合の構成員の所有地と個人経営農家の所有地を農地中間管理事業を活用してま
るごと（公社）岩手県農業公社（農地中間管理機構）に貸出す

一般社団法人里地里山ネット漆立が（公社）岩手県農業公社から地域の農地をまるごと借り受ける

一般社団法人里地里山ネット漆立が特定農業法人として引き受け手のない農地を直営で経営
耕作できる生産組合や担い手には、特定農作業受委託契約により作業を委託

地域の農地を一元的に管理しながら荒廃農地の発生を防止
離農する農家の農地のセーフティーネットとして機能

(一社)里地里山ネット漆立の事業の仕組み



産業政策監調査研究報告 第29号

地域計画作成に向けた集落営農実態調査の分析

～ 農林水産省 集落営農実態調査結果の分析（全国、岩手県、紫波町） ～

執 筆 農村政策フェロー 小川勝弘

2024年6月発行

発 行 岩手県紫波町 産業部 産業政策監

連絡先 〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

電話 019-672-2111（代表）

紫波町ホームページ <https://www.town.shiwa.iwate.jp/>

本調査研究報告書の無断転用・使用はできません。本調査研究報告書の内容を使用する場合は、事前の許可が必要です。